

## 会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成25年6月7日(金) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- |     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 藤田尚美君  |
| 2番  | 秋山泉君   |
| 3番  | 尾野政子君  |
| 4番  | 村松昇平君  |
| 5番  | 市川圭一君  |
| 6番  | 小松崎伸君  |
| 7番  | 山越守君   |
| 8番  | 沼田和利君  |
| 9番  | 諸橋太一郎君 |
| 10番 | 宮崎智君   |
| 11番 | 杉森弘之君  |
| 12番 | 須藤京子君  |
| 13番 | 黒木のぶ子君 |
| 14番 | 板倉香君   |
| 15番 | 柳井哲也君  |
| 16番 | 中根利兵衛君 |
| 17番 | 田中道治君  |
| 18番 | 石原幸雄君  |
| 19番 | 板倉宏君   |
| 20番 | 遠藤憲子君  |
| 21番 | 鈴木かずみ君 |
| 22番 | 利根川英雄君 |
1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	沼 尻 輝 雄 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

## 1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
---------	---------

書 記 中 根 敏 美 君  
書 記 飯 田 晴 男 君

## 平成25年第2回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成25年6月7日（金）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 休会の件

---

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○議長（山越 守君） 初めに、17番田中道治君。

〔17番田中道治君登壇〕

○17番（田中道治君） 増税の前にやるべきことがあるだろうと、国民、市民の皆様にお訴えし続け、脱官僚、地域主権、生活重視を市議会議員の選挙のときに市民の皆様にお訴えしたことを実現するために、ぶれずに、曲げずに日々努力しているみんなの党の田中道治であります。

政権交代により、これほどまでに期待感の持てる国家運営に変化したことは、喜ばしいことでもあります。しかし、いまだ現在の憲法下では国防問題、領土問題、教育問題など国内外のさまざまな国難に対応し切れておらず、国民の生命と財産の保護が十分とは言い切れません。

政府は、10月末の閣議で国家公務員の退職手当金を15%引き下げて、年間約403万円ある官民格差を解消した上で、国家公務員年金の上乗せ分、職域加算にかわって新たな年金制度を導入するための国家公務員退職手当法改正法案などの関連法案を閣議決定いたしました。しかし、この程度の引き下げくらいではまだまだ官民格差は大きく、砂漠に降る小雨程度の効果しかありません。これを埋めるためには、国会議員定数の削減、その他重要事項の改訂実施が待たれるのでありますが、いまだにその多くに手をつけておりません。

最近牛久市は、県内の自治体ではほぼ先陣を切って地方公務員の歳費削減の条例を採択しておりますが、国や県はこれら以外の先送りした多くの課題をどのように実現するのでしょうか。これらの諸課題に、特に国会議員については一議院制を目標にして死に票を最小限にする

ために全国を1選挙区にして、1人1票の実現に一刻も早く着手し、実行すべきであります。

ただいまから、通告書に記載の内容に基づき具体的な質問に移ります。御答弁されたことであっても、質問の趣旨や違いを峻別して答弁漏れのないようお願いし、加えて答弁に当たっては全ての質問項目に関して市が策定した第3次総合計画及び都市計画マスタープラン2011との整合性を念頭にして、漏れなく御答弁をお願いいたします。

1. 学校教育の諸問題について。

初めに、このたび就任された新教育長にお祝いと敬意を申し上げます。

(1) 県教育委員会の「いじめ解消サポートセンター」への相談件数と市の対応についてお聞きします。

平成24年12月議会で私が行った一般質問で、茨城県で平成24年10月1日にスタートした「いじめの解消サポートセンター」への相談件数が10月1日現在で33件に上ったと公表しており、このうち21件を学校側に伝えたとのことです。昨年県の生活指導士に寄せられた相談は65件とのことですが、その時点で既にその半数を超えています。

県教育委員会は、これによりいじめ問題の掘り起こしができるとしております。その後のいじめ件数は最終的に何件に達したのでしょうか。また牛久市の場合、小中学校のいじめ件数はどのようになっているのでしょうか。減少していれば、一応はいいことでもあります。ただし、それで十分とはいいたいと思っております。不幸にも、過去に生徒同士のけんかで死亡した事件が起きたことのある牛久市ですが、このようなケースがあった場合この程度の掘り起こしで十分とするのでしょうか。教育長は非常に教育に熱心だとお聞きしておりますが、この点についてお伺いいたします。

(2) 県教育委員会が学校での体罰根絶を目指して作成した体罰防止マニュアルについてお聞きします。

このたび県教育委員会は、学校での体罰根絶を目指して体罰防止マニュアルを作成しました。体罰を人権侵害とし、いかなる場合にも用いてはならないとしております。防止のためのチェック項目や問題行動への指導事項、指導方法、判例や研究用の事例も掲載し、教育現場で活用させるとのことです。

このマニュアルでは、平手打ち、つねり、殴打等、身体に対する体罰や、トイレに行かせないなどの肉体的苦痛を与える体罰は禁止されております。体罰の結果として、児童生徒の心に傷を残す、教職員との信頼関係を崩す、学校不信を招くなどの悪影響があるからだとの理由のようであります。県内では、昨年度児童生徒への体罰が119件もあったということが判明しております。この現状を重く見た県教育委員会は、マニュアルの作成が必要と判断し、冊子を作成し、市町村教育委員会や県立学校等に配布するとのことです。

教育長にお聞きします。このマニュアルは既に市内の学校関係者に周知されているのでしょうか。また、その内容に疑問点はないのでしょうか。加えて、その内容は有効に活用されているのでしょうか。それとも、本日時点ではまだ今後検討する課題の段階なののでしょうか。

(3) 学力とともに人格向上教育にも力を入れるべきであり、そのためには大人の教育を充実させ、かつ真実の歴史や公民教育に力を入れるべきである。

牛久市内の小中学校の学力は県内でトップクラスになっており、非常に喜ばしいことでもあります。確かに子供たちの学力は向上したが、同時並行して子供たちには徳育を含めた人格向上の教育も求められます。しかし、学力の向上と人格の向上は必ずしも正比例しないのではないかと、私は危惧しております。理由は、確かに学力はこのまますぐれた状態を維持していただきたいのですが、中には日常生活態度に問題のある児童生徒が見受けられるからであります。すなわち、学力の向上と同時に人格向上も図る必要があると思うからであります。

この大きな原因の一つに、保護者の日常の言動があるように思料されるからであります。したがって、当然別の視点から、親すなわち大人の言動の向上も図る必要があると思っております。大人を教育する、換言すれば「親学」の必要があると痛感しております。それは、言動に大きな問題点があるのではないかとと思われる点が見受けられるからであります。特に、大人の中には一部疑問を感じざるを得ない言動が見受けられます。これは、子供たちの人格形成の過程で学力重視を偏重してきた結果が、大きな要因の一つではないかと思料し得るからであります。

下校時の児童生徒の歩行態度に関する3月の定例会での私の質問に対する答弁には、納得できる明快な改善策がありませんでした。確かにこの問題への対応は難しいことだと思いますが、ぜひ名案を作成して、最近若干減少したように思われますけれども、相変わらず現在も続いている下校時のフランスデモのようなあの状況を、例えば登校時だけでなく下校時にもボランティアに協力をお願いするなど含めて、改善していただきたいものであります。

反面、市内の某高校のクラブ活動の途中で、部員全員がごみ拾いをしている姿をぶどう園通りの歩道で見かけて感心しました。部活の生徒が自主的に行っているかどうかまでは確認しませんが、子供は親の背中を見て育ちます。したがって、子供のうちから広い意味である程度の管理教育が必要であると思えます。

前議会での私の質問に対して、管理教育は行わない旨の答弁がありましたが、管理教育は学校・教員が一元的に児童生徒のあり方を決定し、これに従わせる様式の教育方法、ないしその方針であります。このような管理教育は至極当然のことであり、道徳や公民教育に関してその必要性を痛感しております。道徳や公民教育等に関する市の年間計画の現状を、教育長に御開示いただきたい。

これに敷衍して、関連質問を行います。

去る4月25日、自民党の文部科学部会が開催され、第2次教育振興基本計画について中教審答申の報告並びに教育再生実行会議の第2次提言を受けた今後の地方教育行政のあり方についての諮問が行われております。中教審では、教育委員会制度の改廃について、実行会議の提言を踏まえて次のような検討、すなわち①教育長の任期及び任免の要件、②新しい諮問委員会が果たすべき役割や委員任命の方法、③新しい委員会の権限及びその責任の範囲、④地方教育行政の法令違反に対する国の責任、⑤県費負担教職員の人事及び給与について、⑥都道府県の市町村の役割のあり方などの検討が行われると言われております。

ただし、この諮問には国による地方教育行政の点検・評価のあり方についての項目がありません。その理由は、文科省内での議論として文科省の権限を英国の教育水準局のように外部に移す際の権限や所掌事務の範囲など、まだこれからの構想を詰めなければならないところがあるからであるようであります。しかし、今年7月の参議院選を経て、追加諮問などの形で中教審に諮る予定だと言われており、中教審は5月に内部の委員会で検討し、秋口には中間まとめを提出するスケジュールだと言われております。

文科省では去る3月26日、省内に道德教育に関する有識者会議を設置し、心のノート全面改訂と新たな枠組での教科化についての検討を開始しております。心のノートは来年4月からの小中学生への全員配付を目指しているとされており、そのため8月までに内容を確定させるスケジュールとのことであります。現在、道德教育は学校指導要領の中で総合的な学習の時間等と同じ教科外活動に位置づけられており、小中学校で週に1時間程度設けられておりますけれども、算数など教科の補習や社会探訪等の時間に充てられることもあり、教える時間が確保されていないという実態が指摘されております。市内の小中学校の実情を教育長に御開示いただきたい。

また、教科化については5月から本格的な制度設計に入るようであり、現在文科省内で検討中とのことであります。必修教科書を優先させ、教員免許は見送るとされておりますけれども、免許証交付については養成段階の充実の技能を度外視して議論されているようであります。この点について、私は市の教育委員会としても慎重な議論が必要だと思料しておりますが、いかがでしょうか。教育長の見解をお聞かせいただきたい。

次に、公民教科書及び歴史教科書の件であります。

終戦後有色人種、特に黄色人種であるアジア人は、それまでタイと我が国を除いて白色人種の植民地として多くの財等を搾取され続けてきました。インドはオランダと英国の植民地として、またオランダの植民地にされたインドネシア、フィリピンはスペイン、その後アメリカの植民地にされ、多くの富を搾取され続けてきました。特に中国大陸はアヘンの生産地として

西洋列国から食べ物にされてきたのであります。

我が国は、このような西洋による植民地支配にならないようにするために、懸命の努力を行ったという見方もあります。敗戦でGHQの支配下に置かれ、マッカーサー指導のもとに一方的に制定した極東軍事裁判が行われ、さまざまな違法かつ屈辱的な事後法を押しつけられて、それをもとに国民はさまざまな間違った内容、特に戦勝国の歴史観を刷り込まれてきたという大原康男前國學院大学教授ほか、多くの識者もいるのであります。

マッカーサーは、占領政策が終了し、サンフランシスコ講和条約が締結された後、アメリカの上院の委員会で「あの戦争は、日本にとってやむを得ない自衛のための戦争だった」と証言しておりますが、これは同国の公文書に記述されております。占領軍により押しつけられた現在の日本国憲法も、もちろんいい点はたくさんありますが、結果はともかくとして有無を言わず押しつけられたものであります。それは、故白洲次郎氏や富士信夫氏、その他多くの学者、文化人の著書を読むとよくわかります。

また、韓国はみずからの政権の維持のために、国内に何か問題が生じると、戦後昭和40年に日韓の間で締結された日韓基本条約で両国間の財産、請求権、一切の完全かつ最終的な解決、これらに基づく関係正常化等の取り決めを行ったのであります。韓国はその条約を無視して戦時中の日本の従軍慰安婦の問題にすりかえて自国民の不満をそらしたり、一方中国はありもしなかったとされる南京虐殺を持ち出して我が国を非難し、国民の不満を抑える道具に使います。過日も、辻元・徳永両議員が国会で、見てきたようなうその質問をとうとうと述べており、笑止の至りであり、こんな人物が国会議員かとあきれ果ててしまうのであります。

元来、日本人はおとなしい民族性を持っているのであります。そのため、女衞が行った慰安婦強制連行を否定し、あたかも軍による慰安婦の強制連行だったとの韓国の一方面的な垂れ流しを唯々諾々として受け入れてきたような嫌いがあります。くだんの両議員の国会での質問も、そのような観点に立った知識不足の質問であったと判断せざるを得ません。事実と異なることを黙っているのでは、みずからの命を賭して我が国と国民の生命と財産を守ってくれた私の戦死した父を初めとする英霊の気持ちをないがしろにするものであり、非常に残念であります。

むしろ、ベトナム戦争時に韓国軍が多くのベトナムの婦女子に暴行を加え、有無を言わず嫌がるベトナムの婦女子を強制的に慰安婦にした事実を反省すべきであり、また中国も南京虐殺を主張し続けていますが、今はもう故人になった埼玉県所沢市にお住まいの私の知人ですら、「歩兵として南京に進出したときは、シナ人は既に逃げていてもぬけの殻だった」と話しておりました。中国は、「最初は南京で3万人、その後最終的には20万人もの虐殺が日本軍によって行われた」と主張しているのであります。なぜぬけの殻であるのに殺戮が行えるのでしょうか。この件を詳細に研究したさきの國學院大学の大原元教授、その他多くの学者が

調査の結果に基づき、「確かにシナの便衣兵はいたが、3万人とか20万人とかいう数は事実無根だ」と断言しております。「実際に、そんなになかったんです」と言っているんです。

朝鮮に限らず、中国も「愛国無罪」と称して日本を責め、我が日章旗を燃やすことには寛容であります。我が国では「愛国」と口に出したら「右翼」と言って非難されますが、中国共産党が「愛国無罪」と称したらみずからを右翼だと自認するのかと、その論理矛盾を非難されても仕方がありません。

このように——聴取不能——は、すなわち南北朝鮮と共産党一党独裁の中華人民共和帝国だけは、「帝国」というのは後で皆さん辞書で見てください、意味がわかります。共産党一党独裁の中華人民共和帝国だけは、終戦後70年近くもたつのにいまだに言い続けております。すなわち、みずからの論理矛盾の恥を世界に垂れ流し続けているのであります。

しかし、一方我が国は終戦で引き上げてくる際、朝鮮には現在の貨幣価値に換算して約60兆円余りとも、またシナ大陸には200兆円余りとも言われるインフラを残してきているのであります。西洋列国は、インド、その他のアジア諸国を植民地にして、これらの国……。

○議長（山越 守君） 田中議員に申し上げます。通告の内容に従って、簡潔な質問をお願いいたします。

○17番（田中道治君） はい。

西洋列国は、インド、その他のアジア諸国の植民地に対して、これらの国々から搾取し続けてきたのでありますが、我が国は国内と同様、あるいは国内以上のインフラ整備を行い、内地延長主義、すなわち国内と同じレベルの姿勢のもとに、例えば八田與一氏が台湾で行った水利事業がその後の台湾南部に大きな貢献を行い、今でも多くの日本人が尊敬の目で見られているのであります。このように、西洋の植民地支配とは全くその内容が異なっているのでありますが、このような事実を我が国の歴史教科書や公民教科ではほとんど触れておらず、実に不可解かつ不愉快であります。

申し上げたいのは、教科書選定に当たっては、異なる見解がある事項については少なくとも両論を併記している教科書を採用すべきであり、判断は児童生徒に任せるべきだと思っております。そのために、採用しようとしている教科書及び採用した教科書を、市民の皆様にご覧させていただくよう配慮すべきであると思っておりますが、教育長の見解をお聞きします。

また、戦後の多くの日本人が行ってきた美德を、例えば独自に副読本を編集したり、東京都が行っている独自の副読本を転用させてもらったりする必要があると思うのでありますが、この点についてもどのように思っているのかを教育長にお聞きします。

5月9日午前、自民党教育再生実行本部の新人材確保法の制定部会が会合を開き、意見交換を行っております。試案は「日本の将来を担う子供たちを育成する」という職責の重さや、

崇高な使命に見合う処遇、部活動や社会貢献活動などに対する処遇の改善、行事の精選や家庭訪問時期の見直しなどを通じて、特定時期に教師の負担が重くならないようにするなど、教師の待遇から現在の学校教育サイクルまで広範囲に見直すことを提言しております。私は、当然のことと史料いたしております。

しかし、教師の立場のみを厚遇してよいものでしょうか。私は、厚遇は学校での児童生徒の諸環境も含めて、総合的に見直すべきであると思っております。この件に関する教育長の見解をお伺いします。

教育長には質問が多くてまことに恐縮ですが、答弁漏れのないように改めてお願いいたします。

次の課題に移ります。

## 2. 市道の整備について。

市道は市民の生活道路であり、市街地の道路整備を進めていることは喜ばしいことであります。市が策定した「第3次総合計画」及び「都市計画マスタープラン2011」は、レベルの高い内容であり、高く評価しております。これに基づいた過去及び今後の市道の整備状況並びに計画を、市民の皆様が理解できるように説明を求めます。

## 3. 県南地域における観光の中核都市としての計画的な整備について。

この件についても、過去数回質問をさせていただきましたけれども、牛久沼は都心に近く自然に恵まれており、観光地として絶好の場所であります。牛久沼を囲むつくば市、つくばみらい市、取手市及び龍ヶ崎市と協調して、国や県から予算の補助を受けて総合的な観光地としての開発に着手することを期待しております。現状は、牛久市だけが独自にやや先行しているかのように見えますが、私には、近隣の自治体では、あるいは近隣の自治体と協力して進めているようには見えません。今後どのように近隣自治体と協調してスケジューリングするのかを含めた御説明をお願いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。必要に応じて第2回目の質問を行います。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 田中議員の県南地域における観光の中核都市としての計画的な整備についての御質問にお答えします。

牛久沼を総合的な観光地として開発するということについてでございますが、平成24年第4回定例会での田中議員の御質問にお答えしたとおり、牛久市のほか牛久沼を囲む4市と茨城県で平成3年度に牛久沼水際線地域計画を策定し、さらにこの計画の具体化のために平成7

年度に牛久沼水際線地域計画研究会を設置しております。この計画に基づき、平成17年度には龍ヶ崎市の佐貫駅近くに牛久沼水辺公園が整備されました。また、稲敷地方広域市町村圏事務組合で昨年度末に作成した広域観光パンフレットで、牛久沼や周辺の観光施設を紹介し、PRに努めております。

議員御指摘の本市が独自に先行しているのではないかとありますが、牛久沼水際線地域計画では牛久沼の保全と活用を図るために、親水広場、並木道、散策路、アヤマ園やトンボ池などのさまざまな計画が予定されておりましたが、各市の財政事情などで計画が鈍化しているのが実情であります。

そのような中で、牛久市は牛久沼を貴重な観光資源として活用するため、観光アヤマ園の拡充や牛久沼かっぱの小径の愛称で散策路を整備いたしました。散策路につきましては、今年度より地元の常駐行政区環境整備協議会と協力して除草作業などの維持管理などを行うこととしており、単なる施設整備に終わらず、地元で愛され守り育ててもらえる観光施設とするよう努めているところであります。さらに、牛久健康ウォークや県観光物産協会の県内周遊促進キャラバンのコースとしても利用されるなど、イベント等での利用もふえてきております。今後も、県や沿岸他市の動向を見守りつつ、牛久沼を観光資源としてさらなる充実を図れるよう、調査検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。

他の質問につきましては、それぞれの担当者より答弁をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校教育の諸問題についてお答えいたします。

昨年10月、茨城県が設置したいじめ・体罰解消サポートセンターへのいじめ相談件数は、10月から3月までの半年間で220件となっております。なお、牛久市からサポートセンターへのいじめに関する相談は報告されておられません。

平成24年度市内小中学校におけるいじめは、ささいなトラブルまでも含めると29件発生しました。いずれも早期に解消しておりますが、今後も未然防止と早期解消に全力で取り組んでまいります。

体罰防止マニュアルに関しましては、市内全教職員に印刷配付し、各学校において校内研修を実施するなど、周知徹底を図りました。今後も体罰防止に向け有効活用を図るとともに、訪問などでの指導をより一層充実させてまいります。

道徳や公民教育に関する市の年間計画の現状についてお答えします。

道徳及び公民教育につきましては、子供の人格形成及び市民性の育成という観点から、極めて重要であると認識しております。道徳教育は、道徳の時間ばかりでなく学校の教育活動全

体を通して、公民教育は社会科の授業を通して行われますが、それらは学習指導要領に示された目標や内容を踏まえて、各学校が作成した年間指導計画に基づいて実施されています。

市の教育委員会では、授業の質的向上を図るため、全ての学校に対して計画訪問を実施し、教育課程の実施状況を把握した上で必要な指導・助言を行っております。今後も、学び合いの理念による「協同的な学び」を全ての教室で実現し、子供同士の望ましい人間関係を醸成するとともに、全ての子供に学ぶ機会と質の高い学びを保障し、確かな学力の育成に努めてまいります。

また、道徳の授業では、学年に応じて16項目から24項目の指導すべき内容項目があります。その全てを年間35時間の道徳の授業の中で指導することになっております。平成24年度における各学校の教育課程実施報告書によりますと、市内全小中学校の全ての学級において35時間の道徳授業が実施されたことを確認しております。

次に、教科書の採択及び教科書の閲覧についてお答えします。

学校教育において教科書を使用することには、教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、公正中立で適正な教育内容の確保という3つの意義があります。議員御指摘のさまざまな見解がある事項については、両論を併記している教科書を採択すべきという点については、文部科学省の検討を経たものの中から採択している教科書であるため、公正中立で適正な教育内容という要件は満たしているものと考えております。また、採択された教科書は「教科書の発行に関する臨時措置法第5条」に基づき、毎年文部科学大臣の指示する時期に教科書展示会を開くことになっており、ことしは6月14日から14日間にわたって土浦の教育県南教育事務所に展示される予定です。

また、市の副読本という話ですが、道徳・社会科の授業では、資料を使ったり新聞を使ったりインターネットを使ったりして授業をしております、子供たちに判断する力を養わせております。以上です。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） それでは、田中議員の市道の整備についての御質問にお答えいたします。

市道の整備につきましては、牛久市第3次総合計画及び都市計画マスタープランの中で、以下のような3つの大きな区分のもとで方向づけがなされております。まず1つ目、中心市街地の活性化に資する道路整備、2つ目が生活道路網の整備、3つ目が幹線道路網の整備となっております。

まず、1番目の中心市街地の活性化についてでございますが、国道6号の慢性的な渋滞の解消が課題として挙げられておまして、南北方向の物流移動を担う国道6号の交通を分散化

すべく、西側地区の南北軸として都市計画街路城中・田宮線（市道23号線でございますけれども）、また東側の南北軸としての都市計画街路貝塚・中根線、市道53号線の双方の整備を位置づけております。

また、渋滞の起点となる国道6号と交差する各交差点の整備により、市の東西間の交通の円滑化を図り、牛久駅へのアクセス性の向上についても位置づけられております。

以上を踏まえまして、現状と今後の予定について御説明申し上げます。

西側の南北軸である都市計画街路城中・田宮線でございますが、全長2,460メートルのうち、これまでに牛久小学校から刈谷線までの1,110メートルが完成し、刈谷線から青果市場までの区間刈谷線から青果市場までの区間330メートルにつきましても本年9月ごろに完成する予定でございます。さらに青果市場から北側の区間760メートルにつきましても、新たに国の採択を受け、これまでの南側の整備と閉校して北側の田宮・中柏田線からの整備にも着手し、6号バイパスの完成予定に合わせ、平成28年度末の完成を目指し、事業を進めております。

また、牛久小学校の南側から6号バイパスまでの残り区間260メートルにつきましても、現時点で約9割の用地買収が完成しております。平成27年度末の完成を予定しております。また、東側の南北の軸である都市計画街路貝塚・中根線と市道53号線の整備につきましては、ランドローム前の交差点の改良や向台小学校前の拡幅工事を実施、国道6号の交通の分散化を図りました。

続きまして、国道6号と交差する既存道路の機能強化として、牛久市役所入口の交差点の市道697号線や、牛久駅西入口交差点の市道699号線の改良、牛久駅西出口の交差点の市道18号線の歩行空間の整備等を実施しております。

次に、2番目に上がっております生活道路網の整備についてでございますが、基本的には地域の実情を踏まえつつ、計画的な道路整備に努める所存ですが、幅員が4メートル未満の狭い道路や歩道がない危険な道路につきましては、緊急車両の通行確保、災害時の利用及び交通安全の確保という観点から、道路の拡幅を進めてまいります。拡幅整備につきましては、安全な通学路の確保や交通危険箇所の改善等を優先してまいりたいと存じます。

具体的な進捗でございますが、通学路の整備としまして牛久三中前の歩道整備が完了し、現在岡田小学校の通学路である市道4号線や市道52号線の歩道整備を実施しております。また、中根小学校の通学路である猪子踏切の拡幅につきましては、今年度実施を予定しております。

狹隘道路の整備につきましては、雨水事業と他の事業等他の事業と密接に関連し、相乗効果により地域全体の整備につながる路線を優先的に進めております。牛久三中前の歩道整備に

伴う流末排水路として、牛久運動広場南側の市道1165号線が完了し、現在田宮・中柏田線と接続する市道637号線及び田宮西近隣公園に接続する市道636号線等の整備を進めております。

最後に、3番目の幹線道路網の整備についてでございますが、近隣都市との広域間のネットワークや牛久市における地域内、地域間交流を支える骨格となります幹線道路につきまして、広域幹線道路、主要幹線道路及び補助幹線道路という区分のもとで道路交通体系を順次整備・強化してまいり所存です。

具体的には、地域間交通の円滑化を図るための道路整備として、岡田地区の国道408号と県道土浦龍ヶ崎線を結ぶ市道8号線や奥野地区のカントリーラインと県道美浦・栄線を結ぶ市道14号線及び桂町地内の市道58号線等の整備を実施しております。

今後とも地域の実情や課題を的確に捉え、良好な居住環境を形成し、安全・安心なまちづくりにつながる道路整備を実施してまいりたいと存じます。

○議長（山越 守君） 17番田中道治君。

〔17番田中道治君登壇〕

○17番（田中道治君） 2回目の質問を行います。

心のノートに関してであります。児童生徒が高い点数をもらうために本心と異なることを記載しているか、そうでないかをどのような方法で点検しているのでしょうか。私は、小さいころから「うそを言うな」「弱い者いじめをするな」など、親や先達から教わってきました。うそを言うと晩御飯を食べさせてもらえなかったです。そのぐらい厳しかったんですが、それを今はどのような方法でそういう状況、子供たちの心の中をチェックしているのか、その辺について伺いたします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 道徳の評価というのは、非常に難しいことだと思っています。道徳の教科化という話がありましたが、問題になっているのは教科にしたときの評価をどうするかという話もあって、問題になっているのかなと思っています。

心のノートというのが以前道徳の時間によく使われていました。民主党の事業仕分けで一旦とまったんですが、今度の教育再生実行会議でまた来年度から改訂して全部の子供たちに配ろうという話になっていると思います。これは、道徳の事業だけで使うのではなくて、家庭で使ったり家庭と学校の橋渡しに使ったり、地域の活動で使えるような心のノートをつくるというような方向で動いているということを知りました。これを使いながら、学校の道徳教育をより一層充実させていければなと考えています。以上です。

○議長（山越 守君） 次に、3番尾野政子君。

〔3 番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 皆様、おはようございます。公明党尾野政子でございます。通告順に従いまして、4点質問させていただきます。

まず、第1点目は、女性の視点を生かした防災対策についてであります。

このテーマは、これまでも取り上げさせていただいてきましたが、このたび政府は大規模災害などに備えて自治体が策定する防災・復興計画に女性の視点を反映させるための男女共同参画の視点からの防災・復興の観点取り組み、指針案を3月27日に公表しておりますので、改めて取り上げさせていただきたいと存じます。

東日本大震災発災後、被災地では避難所に女性が授乳や着替えなどをする場所がないといった、女性からの強い不満の声が上がっておりました。このため、政府のこのたびつくられた指針案では、避難所の開設当初から男性の視線が気にならない更衣室や授乳室、トイレなど、女性専用のスペースを確保するよう自治体に要望している内容となっております。また、事前の備えとして、地方防災会議における女性委員の割合を高めておくことも提案しているところでもあります。粉ミルクや紙おむつなどの乳幼児用品や女性用品など、必要とされる物資についてはあらかじめ一定程度備蓄しておくことを促しており、備蓄品の製品名やサイズなども事前に公表し、被災後も補充できるよう自治体が業者などと調整しておく必要性も指摘しているところでもあります。

さらに、避難所の運営も3割以上は女性にするよう明記したほか、管理責任者には男女両方を配置することも提唱しております。女性への暴力を防ぐため、トイレなどの設置場所には照明をつけるなどの配慮も定めており、緊急避難の際に妊婦や子連れでも無理なく行動できるよう、避難経路の策定時には女性が加わるよう求めているところでもあります。

私ども公明党も、女性の声を防災対策に反映させるため2011年、2年前の8月に党内に女性防災会議を設置いたしました。そして、設置後2カ月後には公明党の全国女性議員で連携し、防災行政総点検を実施し、おのおの市区町村の防災担当部局に対して現状や課題の聴取を行わせていただきました。牛久市においても、御協力をいただいているところでもあります。この総点検を取りまとめ、政府に第1次提言を行いました。そして、このたびの政府の指針案には、その提言の内容が随所に反映されているところでもあります。

4月25日には、さらに12項目からなる第2次提言を政府に提出をさせていただいております。この提言を踏まえて、以下6点について質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、現在牛久市防災会議の委員は31名でございますが、この中に女性委員はゼロ名であります。意思決定の場に女性が参加する仕組みは平時から構築する必要があるかと思われませんが、市の御所見をお伺いしたいと存じます。

2点目でございますが、牛久市男女共同参画審議会においては、男女共同参画の観点から防災をテーマにした話し合い、議論等は行われているのかどうか。この点についてもお伺いをしたいと存じます。

3点目でございますが、災害時要援護者名簿作成の進捗状況についてもお伺いいたします。

4点目、障がい者の施設との災害時の連携についてもお願いいたします。

5点目ですが、福祉避難所として総合福祉センターが開設される予定になっておりますが、ほかに開設される予定の施設がございましたらお願いいたします。

6点目、牛久小の地区社協で行われた避難所運営（HUG）の実施状況についてお知らせをお願いいたしたいと思います。

次に大きな2点目、牛久市の子育て支援についてであります。

3月1日付の広報うしくの特集「牛久市の子育て支援」を読ませていただきました。子育て日本一を掲げ、懸命に取り組んでこられた成果が紙面にあふれており、牛久市が茨城県下で15歳未満の子供が一番ふえているということが何よりもうれしい結果でございます。本年は奥野小学校の余裕教室に奥野さくら保育園とひたち野うしく地区に牛久みらい保育園が開園いたしました。来年はひたち野うしく地区に2園、エスカードにふれあい保育園が、また牛久市で初めて認定こども園が開園予定となっております。これだけの園が開園すれば、牛久市待機児童数の解消は横浜市に続いてゼロに近づくのではと期待するところでございますが、今後の牛久市の待機児童数解消の見通しについてお伺いいたします。

また来年の4月、牛久市初の認定こども園が牛久文化幼稚園の跡地に開園予定となっております。通常の保育園との違いについて、具体的にお示しをいただきたいと思います。

さらに、児童クラブにおいては、児童クラブ利用基準緩和の動きもあるとの見出しがございました。この内容についてもお伺いいたします。

次に大きな3点目、AEDのコンビニ設置についてであります。心臓発作などによる心肺停止に対する救命処置としては、心肺蘇生法にあわせたAEDの活用が有効なことは広く知られているところでございます。一般人が心停止の患者を発見して、AEDを使用して除細動を行った場合の1カ月後の生存率は45.1%であるのに対して、行わずに救急車の到着を待った場合は10.3%にとどまるという統計があります。しかし、同じ統計ではAEDが利用された症例は全体の3.2%にとどまっています。

このような状況を踏まえ、茨城県議会では県民の救命率の向上のため、県民に対しAED及び心肺蘇生法の普及促進を図る目的で、全国で初めてのAED普及促進条例を制定し、4月1日より施行されているところであります。この条例の内容の一つは、「県民が広く利用する県の施設などにおいて、利用者が心肺停止を起こした場合にすぐにAEDを使える環境を整備

するため、AEDを設置すること」とあります。

私は、この内容の「すぐにAEDを使える環境を整備する」の部分に注目いたしました。小中学校や地区の公民館など、公共施設への設置は普及しておりますが、このAEDが利用できる時間についてはそれぞれの施設の開館時間内に限られております。そこで、24時間どこでも誰でも必要なときに利用できる環境が整っていることが、最も好ましい状況であると考えております。また、今後大規模な災害が想定されている状況下でもあります。したがって、今後牛久市内のコンビニへの設置が、救命活動の際の有効性が高いと認識するものであります。

そこで、お伺いいたします。現在の牛久市のAEDの設置状況、そしてまた現在の牛久市の設置場所、そして3点目AEDコンビニ設置についての御見解をお伺いいたします。

最後に、緊急通報装置設置の拡充についてであります。

最近御主人を亡くされ、ひとり暮らしをされている70代の御婦人より、市民相談をいただきました。特に大きな持病はないけれども、高齢になってきているので突然体調が悪くなったときのことを考えると、常に不安を感じてしまうとのこと。さらに、「お隣の市では、65歳以上でひとり暮らしならば、希望すれば緊急通報装置を設置してくれると聞いているが、牛久市はどうですか」と素朴な質問を投げかけられました。実は、以前にも80代のひとり暮らしの方数名より、同じ相談をいただいていた経緯がございます。

そこで、お伺いいたします。1番目、緊急通報装置設置の要項についてお伺いをいたします。そして2点目、現在緊急通報装置を設置するかどうかの審査が行われておりますが、例えば75歳以上は審査をなくして、持病等なくても設置を可能にするなど、緊急通報装置設置の拡充についての市のお考えを伺いたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。御清聴大変にありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 尾野議員の牛久市の子育て支援についての御質問にお答えします。

まず、待機児童解消の見通しについての御質問でございますが、近年5カ年の年度末の待機児童数は、平成20年度116名、平成21年度94名、平成22年度111名、平成23年度120名、平成24年度83名でございます。平成24年度にはひたち野うしく保育園つくしんぼ・定員132名、奥野さくらふれあい保育園・定員90名、牛久みらい保育園・定員90名の民間保育園3園が開園したことで、市内認可保育園の定員は1,632名になり、本年度6月1日現在の待機児童は8名でございます。潜在的待機児童数の予測は困難ではあります。今後出生及び転入により、ひたち野地区を中心とする保育需要はますます高まると予想されますので、本年度もひたち野地区に定員120名と150名の2つの民間保育園及び牛久

駅西口のエスカードビル内のふれあい保育園分園・定員12名を整備する計画で、市内保育園の定員は1,914名となる予定であります。

次に、認定こども園についての御質問でございますが、認定こども園は小学校就学前の子供たちに幼児教育と保育を一体的に行い、また全ての子育て家庭に相談活動と子育て支援を実施することで、県から認定される施設であります。なお、認可保育園との違いは、入園申し込みは保護者が直接園に申し込みを行い、市が保育の必要性を公平、公正に審査し、園が入園の決定を行います。また、保育料は市が定める保育料に準じ園が定め徴収することになっておりますが、保護者にとっては現制度と大きく変わることはありません。

現在整備中の(仮称)牛久文化認定こども園の対象年齢は3歳児以上で、定員は認可幼稚園部分110名、認可保育園部分90名、合計200名の幼保連携型の認定こども園であります。来年4月に開園を目指し、現在工事中であります。また、開園後は、現在のつばめ保育園をゼロ歳児から2歳児の認可保育園として改修し、認可保育園としての定員を合わせて60名増加する計画でございます。今後とも、牛久市では保育ニーズに応えるため、認可保育園を中心に整備を行い、子育て支援の充実に努めていく所存であります。

次に、児童クラブの充実についてお答えいたします。

児童クラブの利用基準につきましては、これまで利用時間の拡大、夏休み等長期休業日の利用時間拡大、土曜日の利用開始、保護者の就労条件の緩和など、さまざまな利用条件の改善を行ってまいりました。

児童クラブ利用児童数は、5月現在で855名の利用があり、昨年度同時期と比較しても約100名の増加となっております。今後も増加が見込まれるため、これに対応する施設の整備が喫緊の課題となっていることから、さらなる利用基準の緩和というのは現状では難しい状況ですが、子供たちが誰でも利用できるような施設の運営を検討してまいります。

次に、他市町村との違いにつきましては、厚生労働省が策定したガイドラインにおきまして、対象児童についてはおおむね10歳未満となっておりますが、牛久市におきましては平成20年度に近隣市町村に先駆けて利用対象学年を6年生までに拡大した経緯がございます。

利用可能時間につきましても、平日は放課後から午後7時、土曜日それから学校休業日や夏期休業中については午前7時から午後7時までと、近隣の市町村では最も長い開級時間となっております。また、教育委員会に専門の部署を設置し、各小学校の校長先生が各児童クラブの施設長となって毎月意見交換会を開催するなど、学校との連携、協力体制づくりを図っているところであります。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長(山越 守君) 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 尾野議員の2点の質問にお答えいたします。

まず、女性の視点を生かした防災対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、牛久市防災会議への女性委員登用についてであります。現在の同会議委員等は4月の異動などにより全31名で、女性委員が不在となっております。さきの東日本大震災では、福祉センターに開設した避難所運営の経験から、授乳室や生活空間でのプライバシー確保など、女性へ配慮すべき事項がございました。今後におきましては、女性からの意見をより反映させるため、各団体から、役職等にとらわれず女性委員が登用できるかを検討してまいります。また、男女共同参画審議会においても、防災会議や自主防災組織での積極的な女性登用を進めてほしいとの意見をいただいております。

次に、要援護者台帳名簿の現状についてですが、本年4月1日現在登録人数は4,151人で、そのうちの多くが65歳以上の高齢者で、障がいのある方の登録は依然として少ない状況です。このため、牛久市障害者連合会等への登録の呼びかけを行い、登録の充実に努めております。台帳の活用については、日ごろの地域の見守りが災害時の要援護者支援に生かされると考えており、今後も地域の方々と協同して、地域の現状に合った支援体制づくりを進めてまいります。

また、支援計画の進捗状況でございますが、地域での要援護者支援の円滑化のため、現在個人支援プラン「見守り台帳」を作成し、地域への提供準備を進めております。この台帳は、地域で日常的な声かけや見守りに利用していただくことで、災害時に御活用いただけると考えております。

次に、災害時の障がい者への対応についてであります。昨年7月10日に社会福祉課、交通防災課、社会福祉協議会、障がい者支援施設「おおぞら」の担当者が、災害時における障がい者の避難場所について話し合いました。その際に、「おおぞら」から災害時には知的障がい者向けの個室を用意していただきたいとの意見をいただきました。個室の用意については、社会福祉センターでは限られてしまうため、民間の賃貸住宅、公共施設や学校の空き教室の利用について協議をしております。

次に、福祉避難所の指定箇所、災害協定等につきましては、現在総合福祉センターを福祉避難所として指定しておりますが、多くの避難者を収容する場合に備えて本年2月26日、社会福祉法人特別養護老人ホーム博慈園、牛久さくら園、元気館と「災害発生時における福祉避難所の指定及び運営に関する協定」を結び、災害時、市の要請により3施設が福祉避難所として介護等の必要な方に支援を提供することといたしました。

最後に、避難所運営ゲームHUGを行った反応と市の考え方についてであります。本年2月24日牛久地区社会福祉協議会が主催し、58名が参加して、「避難所HUG」スキルア

ップ講座が三日月橋公民館において開かれました。その際の参加者の反応は、避難所を運営する苦労を実際に近い形で経験することができ、今後の地域防災活動に大変参考になったとのことでした。今後は、各行政区などの防災訓練に、避難所運営ゲームを取り入れてまいりたいと考えております。

次に、AEDのコンビニ設置に関する御質問についてお答えいたします。

市では、平成19年度よりAEDの設置に取り組んでおり、昨年度には市内の全行政区集会所にAEDを設置し、設置施設数は合計114カ所となっております。加えて、行政区に救急救命講習を勧めており、昨年度は23行政区で延べ1,677名の方が受講されました。また、市職員に対しても同講習を実施しており、今後も全職員が必要時にAEDを活用できるよう努めてまいります。

県内では、龍ヶ崎市で市内のコンビニエンスストアと協定を結び、AEDを設置するよう交渉を行っているという動きもございます。本市においても、他市の動向を見て検討を進めてまいります。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 続きまして、緊急通報装置の拡充についてお答えいたします。

現在、170台の機器を設置しておりまして、設置に際しましては職員及び在宅介護支援センターの職員が訪問いたしまして、申請者の健康状態、日常生活の状況、電話回線の状況等を確認するなど、十分なアセスメントを行った上で貸与の可否を決定しているところでございまして、必要な方には貸与できているという状況だと認識いたしてございます。

また、現在貸与を受けている方は、ひとり暮らし高齢者で親族及び近隣住民との交流が希薄な方、循環器系の既往歴がある方、精神的に不安定で睡眠障害がある方など、利用に至る経緯はさまざまでございます。

「75歳以上のひとり暮らしの方には、要件を緩和しても」という御要望でございますが、要項に規定している対象者の要件につきましては、近隣自治体と同様でございます。おおむね65歳以上の方で利用したいという市民がいらっしゃいましたらば、ぜひ申請書の提出を勧奨していただくようお願いいたしますとともに、今後もホームページや広報紙等で制度の周知に努めてまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時30分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） 皆さん、こんにちは。市民クラブの須藤京子です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず最初は、公共施設建設の是非と住民投票条例の創設について。

①公共施設の建設の是非をどう判断するか。②市政の重要な問題を市民の直接投票とする住民投票条例の制定。以上の2点について質問を行います。

まずは、公共施設の建設の是非をどう判断するかについてであります。

昨年8月、茨城県古河市では市長解職請求（リコール）が成立し、出直し選挙が行われ、新市長が誕生するという出来事がありました。事の発端は、130億円の巨費を投ずる文化施設の建設をめぐる、建設に疑問を投げかける市民が「建設の是非を住民投票で決めよう」と呼びかけたことでした。古河市は、平成17年総和町・三和町と合併した際に、旧総和町にあった住民投票条例を廃止しておりました。そこで、市民は住民投票を求め署名活動を起こし、議会に請願を行いました。しかし不採択となったため、建設反対を示す方法は市長リコールしかないという結果になったのだそうであります。

牛久市では、現在牛久駅東口駅前広場の再整備が進められようとしておりますが、多くの市民から疑問の声が上がっています。牛久市は、今後の税収の落ち込みや社会保障関係費の増加などにより、財政状況はますます厳しさを増すと言いつつ、魅力あるまちづくりのためと称して投資的事業を拡大しております。そうした市の姿勢を、「このままでよいのか」と市民は危惧しているのであります。

この整備計画は、議会の議決を経て予算化されたものであります。二元代表制のもと、議会で市民の代表である議員によって承認されれば、それが民意であると言えるのかもしれませんが。しかし、市民個人に5億円余りを投じて駅前広場の再整備をする必要があるかどうかと問えば、答えは違ってくるのではないのでしょうか。

今後、市では田宮3丁目の旧ヤオコー跡地に、複合施設である地域交流センターを建設することが予定されております。しかし、先ほども申し述べたように、超高齢社会に突入し、ますます医療、介護、福祉などの充実が求められている現在、行政運営においては「あれも、これも」から「あれか、これか」を選択せざるを得ないのではないのでしょうか。

そこで、市としては公共施設の建設をどう捉えているのか、建設の判断をどのように行っているのか、またそれらに対する市民の意見をどう聴取し、反映させるのか。公共施設の建設

の是非に関する見解をお聞かせください。

次に、市政における重要な問題に関し、住民の意思を直接反映させるため、住民投票条例を制定することについて質問いたします。

1996年（平成17年）の新潟県巻町で、条例に基づく原発建設の是非を問う住民投票が行われて以降、その地域の重要な問題を市民に直接問う住民投票が行われています。最近では、自治体の合併を問う住民投票が各地で行われました。

憲法には、自治体は議事機関として議会を置き、その議会の議員を住民が直接選挙すると定められており、議会制間接民主主義を採用しています。しかしながら、憲法自体は住民投票を憲法違反として否定するものではないと考えられております。

現在、住民投票は、住民の意思を直接自治体の運営に反映させる直接民主主義の制度として、各地で条例の整備が進められています。住民投票条例には、個別の案件に対して行う個別設置型条例と常設型の住民投票条例があります。昨今の自治体では、厳しい財政状況の中で多様化する住民ニーズに応じていくため、自治体の抱える課題やまちづくりを誰がどんな役割を担っていくのか、どのような方法で決めていくのかを自治基本条例として制定していますが、この自治基本条例の中に、代議制を補う制度として常設型の住民投票が位置づけられております。それは、住民投票が住民みずからが問題を検討、解決していこうという住民本位のまちづくりにつながると考えられているからにほかなりません。

そこで、牛久市でも巨額の投資を必要とする公共施設の建設など、市政の重要な問題について直接市民に賛否を問うことができるよう、住民投票条例を制定すべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

次は、市税滞納をめぐる控訴審について。

①一審の判決を不服とした理由と控訴審における新たな争点。②裁判の進捗状況と今後のスケジュール、見通し。以上の2点について質問いたします。

この件については、昨年の第4回定例会で利根川議員が有限会社土浦商事にかかわる地方税納付告知等取消請求訴訟に対し行った一般質問と同様の趣旨のものであります。

そもそも市民クラブは、昨年10月9日の第4回臨時会に提出された「この訴訟を不服として控訴する」という議案に反対しました。このときの反対理由は、「我々議員に対し裁判資料も提示されず、概要のみを記した資料で控訴の是非は判断できない」というものであります。議会終了後、「税の滞納者を市民クラブは擁護するのか」と、市長や一部議員から非難されました。しかし、その後提供された裁判の判決文を読んでも、牛久市は全面敗訴となった結果を真摯に受けとめ、滞納事業者と協議をし、納税できる方策を探るべきではないのかと思うに至りました。

そこで、今回改めて土浦商事が起こした地方税納付告知等取消請求事件の判決と、今回牛久市が起こした控訴について質問する次第であります。

まず、裁判の争点となった3点と結果について確認したいと思います。1点目は、牛久市が行った差し押さえ等の処分の前提として行った低額譲渡に当たるか否かの調査手続について、処分を取り消すべき瑕疵があるか否か。2点目は、株式会社ノグチと有限会社土浦商事の間で行われた土地売買が低額譲渡であるか否か。3点目は、地方税の滞納をしていたノグチに対する徴収金が滞納処分してもなお不足することが、この土地売買に起因すると認められるか否か。以上の3点でありました。

裁判所は、細かく事実を認定した上で、1点目は「市が行った調査は、不十分であったというほかはない。しかし、問題点があったとしても違法を帯びるとまでは言えず、処分を取り消すべき瑕疵があるとまで認めることはできない」との判断を示しました。

しかし、2点目では「市の行った土地全体の時価の算定方法は著しく不相当で、何ら信用できないというべきである。本件土地47筆の時価が売買価格である2,500万円の2倍程度であると認める証拠がない以上、低額譲渡に当たるとする市の主張は理由がない」と断じました。そして、これらのことから、それ以外の争点について判断するまでもないとして、市が行った処分は違法な処分と認め、差し押さえは取り消されるべきであるとの判断を示したのであります。

牛久市にとっては、全面敗訴ともいうべき判決を受けたのであります。しかし、牛久市はこの判決に対しこれを不服として控訴すべく、議会に控訴の提起が提案されたというわけであります。

そこで、まず一審の判決を不服とした理由と、控訴審における新たな争点について質問いたします。

市長は、この土地の不動産価格について、さきの利根川議員への答弁で「一段の土地で利用できる土地ですから、2,500万円なんていうことはありっこないんです、市街地の隣接で。そういうことを裁判官に対して、裁判官は不動産の知識については非常に無知ですから、それについてちゃんとこちらのほうの、私どもは被告になったわけですが、被告側としてその不動産に知識に無知な裁判官に対して、その物件の全体像をちゃんと知らしめる、その行為が非常にいいかげんだったと反省がございます」と述べておられます。

市長の答弁によれば、裁判官の知識が不足していたために敗訴となったと受けとめられますが、一審判決を不服とした根拠とは何であったのか。また、控訴審において市はどのような主張を展開していくのか。新たな争点を提示したのか。控訴審における資料としては、どういふものが準備されたのか。控訴審は、どこの弁護士事務所が当たるのか。以上の点について答

弁をお願いします。そして、現在裁判はどこまで進んでいるのか。今後のスケジュールや見通しについても御説明をいただきたいと思います。

また、こうした裁判は一審判決が覆ることはなかなか難しいと思うのでありますが、敗訴の場合の裁判費用はどの程度を見込んでいるのか。また、納得できない判決が出た場合、さらに上告をするのか。さらに言えば、被告側から損害賠償請求が出されるような事態が起きるのかどうかも、あわせて御答弁をお願いをいたします。

次に、農業政策とうしくグリーンファーム株式会社について。

①牛久の耕作放棄地の現状とグリーンファームの取り組み。②農業後継者育成とグリーンファームの取り組み。③農業の6次産業化とグリーンファームの取り組み。以上の3点について質問いたします。

日本の農業はかつてない危機感の中、TPP交渉の行方を注視しています。食と農業の将来をどう守っていくのか。低い食料自給率、農家の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増大など、重大で深刻な問題を抱え、農業と農政のあり方が改めて問われていると言えます。牛久市でも、農業分野の課題は同様であります。さきの議員全員協議会で、市長は牛久の農業をどう守っていくのか、そのモデルケースがうしくグリーンファーム株式会社であると、並々ならぬ決意を語っておられました。

それでは、まず牛久の耕作放棄地の現状と、グリーンファームの取り組みから質問したいと思います。

牛久市でも、農家数の減少とともに経営耕作面積が減少し、耕作放棄地が拡大しています。耕作放棄地の増大は、病虫害の発生、雑草の繁茂、野生の鳥獣のすみか、用水路等の管理不全、ごみの不法投棄、災害防止機能の低下など、周辺にさまざまな悪影響を及ぼします。また、一旦荒れてしまった田畑をもとに戻すには、かなりの人手と時間が必要となります。そこで、市は遊休農地を活用した元気農園を開設したり、担い手協議会に依頼してその解消を図っています。しかし、それでも抜本的な解決とはならず、積極的な対策が求められてきました。

そうした中で、うしくグリーンファームは新規就農者と耕作放棄地対策の解消を目的として設立されました。平成24年度のグリーンファームの決算書によれば、全圃場の面積23万6,349平方メートルのうち作付は15万9,000平方メートルで行われました。作付率は、圃場の67.2%でした。耕作放棄地対策としての取り組みとしては、山林化していた42アールの畑で雑木の伐採や伐根を行ったそうですが、これら全圃場のうちどのくらいが耕作放棄地だったのか。そして、それらは現在耕作できるところまで再生されているのか。従業員が農産物の生産にかかわる作業と農地再生にかかわる作業とのバランスはどうなっているのか。今後の耕作放棄地再生事業の取り組みをどこまで拡大していくのか。以上の点を踏まえ、耕作

放棄地の現状について答弁をお願いいたします。

また、圃場の取得形態については、作付不能な圃場は農家から借り受けているのか、また取得したものであるのか。また、この際の借用料、取得費用は幾らとなっているのか。耕作放棄地と耕作地の金額的差異は、どれほどあるのか。以上の点についてもあわせて御答弁をお願いします。

次に、農業後継者育成とグリーンファームの取り組みについてであります。農業従事者の高齢化は、牛久市においても深刻な問題であります。グリーンファームの事業展開の背景にはこうした問題があり、グリーンファームの取り組みには新規就農者の育成があります。農業におけるグローバル化の波は、国際競争力に乏しい日本の農業が経済的に成り立たない状況を生み出し、農業に将来的展望を見出せない若年世代の農家離れを生み出しました。牛久市でも、農業就業人口の年齢別では、統計うしく24年度版では882人のうち30歳以下は25人、30歳代は18人、40歳代39人、50歳代130人、60歳代244人、そして70歳以上が426人となっております。

グリーンファームでは、25年度従業員を2名増員するということですが、グリーンファームでの従業員の年齢構成はどうなっているのか。経営状況を踏まえ、給与体系をどの程度保障していくのか。今後の農業展開は、人員をふやし事業を拡大することで農業を守っていくとするのか。農業後継者の育成に主眼を置き、広く牛久の農業人口を増加させることを考えているのか。以上の点について御答弁をお願いします。

また、農業技術の継承という観点から考えてみたいと思います。現在の農業は、高いレベルの栽培技術に裏打ちされた高品質の農産物が供給されています。そのため、農産物の生産性を向上させ、収益を高め、経営を安定化させるために、農業技術の習得は不可欠となっております。ベテラン農家の経験や勘といったものを含め、いかにすぐれた技術を継承していくのが重要となっております。また、牛久に適した作付や収益性の高い品目を栽培することで、経営の安定化を図ることも必要です。地産地消や学校給食への農産物の提供といった考え方を重視すれば、流通機構に乗せた大量出荷という方法とは別の考え方にに基づき、徹底した食の安全を重視した販売に徹するという方法もあります。

こうした視点から見ると、グリーンファームの経営においては、生産品目をどう選ぶのが重要と思われませんが、その点についてはどうお考えでしょうか。農業技術の継承に対する取り組みはどのように行われているのか、どういう方針のもとに行われていくのか、以上の点について答弁をお願いいたします。

最後は、農業の6次産業化とグリーンファームの取り組みについてであります。現在国は、雇用と所得の確保、若者も子供も集落に定住できる社会を構築するため、農産物の生産と加工

販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、6次産業化を推進しています。日本各地で、地場産の農産物を活用し、パンやクッキーの開発、加工、販売をし、またオリジナルワインの製造販売などの取り組みが行われております。

牛久市でも、牛久産の小麦を使ったパンを学校給食に提供する取り組みや、菜種を栽培し菜種油を製造する取り組みが行われました。さらに、これからはブドウの栽培を初め、ワインの醸造にも取り組んでいきたいとの話もあります。グリーンファームの6次産業化の動きは、今後どのように展開されるのでありましようか。

しかし、ここで注意したいのは、設備投資と収益の問題です。設立間もない農業法人が、農産物の生産が固まらないうちにこうした事業の拡大を図って、経営としては成り立っていくのでしょうか。多くの自治体が地域の活性化のため第三セクターで事業を起し、放漫な経営体制のもと破綻を来す事例が多く報告されています。牛久市が現在行っているグリーンファームへの支援は、農業を守るという大義のもとに、人材も育たないうちに過剰な期待のもと多額の経費を使って、採算性、収益性を度外視して事業展開させているように私には見えてまいります。

もちろん、農業を守る施策は必要であり、グリーンファームの設立意義も理解をしております。しかし、財政規律の面からいえば、ハートフルクーポン券の発行についても同様の懸念を持つものでありますが、当然限度があるのではないのでしょうか。1年、2年の間に農業経営が軌道に乗るとは思ってもおりません。しかし、将来的に見て歯どめがかからない財政支援を行わなければならない産業育成は、厳に慎まなければならないと考えるのですが、いかがでしょうか。この点に関する市の見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

**○議長（山越 守君）** 12番須藤京子君に申し上げます。一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時55分休憩

---

午後 1時15分開議

**○議長（山越 守君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

12番須藤京子君の質問に対する答弁を求めます。市長公室長川上秀知君。

**○市長公室長（川上秀知君）** 私からは、須藤議員御質問のうち1番公共施設建設の是非と住民投票条例についての御質問にお答えいたします。

まず、牛久駅東口駅前広場の改修は、牛久市の玄関口である東口を現在の車優先のロータ

リーから駅を利用する方への安全な歩行導線の確保、歩車道の段差を少なくするバリアフリー化や訪れた人々に安らぎを与える人優先の駅前に改修するものであり、事業認可ベースで約5億3,500万円の事業費を予定しており、そのうち約3億7,100万円の国庫補助金等の交付を受けて今年度から工事に着手するものでございます。

特に、牛久駅は市の交通結節点でもあり、駅利用者を初め多くの市民の交流の場として整備することで、人々のにぎわいを取り戻し、駅周辺の空洞化に歯どめをかけること、さらには牛久市を訪れ、牛久駅におり立つ人々が「うしくに住みたい」という思いに駆られ、実際に居住地として牛久市を選んでいただくための改修でもあり、今を逃しては駅周辺の再生はあり得ないとの危機感のもと、「牛久のまちのリフォーム」、その取り組みの中心に据えた事業であることを御理解いただきたいと思えます。また、地域交流センターにつきましては、財政的な見地から基金設置による積み立てを予定しており、今後財政負担を極力軽減した上で整備を検討してまいりたいと考えております。

御質問の、厳しい財政状況下での公共施設の建設をどう捉え、建設の判断をどのように行っているのかにつきましては、当然のことながら市民の皆様の意識、「思い」はどうか、また、その整備が将来にわたりどれだけ市民の利便性や市民サービスの向上に寄与するか、あるいは今後の財政計画への影響はどうかなど、多角的な見地から検討、考察を加え判断すべきものであり、市のまちづくりの方向性を十分に踏まえた上で決定し、進めていくべきものと考えております。

また、市民の意見をどう聴取し、反映させるのか。公共施設建設の是非に関する見解につきましては、市民の皆様からの御意見、御要望、また行政区や小学校区ごとの意見交換会などにおけるさまざまな御意見に真摯に耳を傾け、さらに8万3,000市民の代表でもあります市議会議員の皆様のお意見と市議会での判断を仰ぎながら、整備を進めていくべきと考えております。

次に、住民投票条例の創設につきましては、地域での多岐にわたる課題や行政に対する多様な市民ニーズを的確に把握するため、民意の集約及び市民の行政への参画を推進する施策は重要だと考えておりますが、市民の負託を受けた市長及び議会は、市政の推進に当たって不可欠な責任と役割があります。住民投票条例の制定につきましては、パブリックコメントを実施したり行政区との懇談会や小学校区意見交換会での話し合いを進めていく中で、住民投票が必要だという認識が醸成されてきた段階で、条例制定についての検討をしていくべきものと考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 2番目の市税滞納をめぐる控訴審につきまして御答弁申し上げます。

ます。

まず、訴えが提起されるまでの経過というものを、今回の裁判を正しく理解していただくために、さらには市民の税に対する思いというものを実現するためにも、御説明のほうを申し上げさせていただきたいと思います。

平成5年3月現在で法人市民税、本税として2,260万9,700円が賦課されておりました。これは、納付期限は平成6年3月15日となっております。したがって、平成6年3月ころから督促、催告、納税相談等を行ってまいりましたが、一向に納めていただけませんでしたので、平成11年3月30日、市内不動産3筆を差し押さえいたしました。

その後、平成11年の4月27日になりますが、この差し押さえ後ですけれども、約束手形と納付誓約書が出されたことによりまして、差し押さえを解除いたしました。以後、約束手形にて支払われてきましたが、途中で切れることが多く、平成16年2月からは月額今まで50万円で納付していただいておりますけれども、15万円での納付となり、その後また30万円とって回復したりしましたが、平成18年3月20日現在で延滞金込みで1,932万9,300円の滞納となっております。

その後平成19年9月に、手形による納付が平成19年4月から不履行となっているため、この平成19年9月に催告を行って、同年11月には納付連絡等、相談あるいは電話等、何の返答もないために差し押さえを決定し、同年の11月9日より市内の土地17筆、取手市内4筆、つくば市内10筆、土浦市内20筆、水戸市内1筆、稲敷市のほうが11筆、阿見町が3筆等を差し押さえを実施いたしました。

これ以前にも、そしてこの間に今回問題となっております株式会社ノグチと、納税相談等きめ細やかに相談して対応してきたわけでございますけれども、当方への通知、連絡、一切なく、平成19年10月2日、これが今回裁判となっている第二次納税義務を課した譲渡でございますけれども、なされておりましたので、これが2,500万円でこの土地、守谷市内の土地等が株式会社ノグチから有限会社土浦商事に売買されていたということがございました。それで、この10月2日でございますけれども、先ほど申しました11月9日に差し押さえを始めたわけですけれども、その直前にこういった第二次納税義務に当たるのではないかとというような譲渡がなされていたということでございます。

その後当方といたしましては、詐害行為取消検討の行使を顧問弁護士と相談してまいりましたけれども、平成21年8月に第二次納税義務ありと決定しまして、同年8月11日に納入通知を送付しております。以後、土浦商事のほうから異議申し立て、あるいは今回の裁判提訴ということになっております。

そういう状況を踏まえた中で、今回の質問に対する答弁でございますけれども、まず一審

の判決を不服とした理由につきましては、平成24年第4回定例会で利根川議員に答弁しましたとおり、裁判所の判決は牛久市の調査手続に関しては処分を取り消すべき重大な違法な行為があると認めることはできないとしつつも、第二次納税義務の処分の要件となる低額譲渡の時価額の認定につきまして、裁判官の不動産鑑定の手法に対する基本的な理解の欠如から、その信用性がないものと誤った証拠評価が行われ、また土地の現況の誤認や守谷市の固定資産の評価も認めず、第二次納税義務の要件を充足しないにもかかわらずなされた違法な処分であると認められるものであることから、本市としましては当然判決を不服とし、控訴したものであります。

また、控訴審の担当弁護士ということでございますけれども、市の顧問弁護士であります山田有宏法律事務所に代理人を委任しております。

次に、新たな争点についてでございますが、この裁判は須藤議員がおっしゃるとおり、「処分の調査手続に関する瑕疵の有無」、「土地の時価額」、「土地の基因関係」の3つが争点となっており、この3つの争点につきまして引き続き控訴審においても争っているところでありますので、新たな争点はございません。

控訴審におきまして、牛久市はどのような主張を展開していくのかということでございますが、「本件土地の状況」、「市の提出した不動産鑑定士の信用性」、「守谷市の固定資産税評価の正当性」、「本件売買に至る経緯についての原判決の認定の不合理」等につきまして、主張を展開しているところであります。また時価額を立証するため新たに不動産鑑定書を提出し、裁判所におきましても不動産鑑定を実施したところでございます。

控訴審における資料の提出はどのように準備されたのかということでございますが、不動産鑑定士から資料を提出していただき、再度の現地調査を行い、守谷市からの資料の提出等により準備したところでございます。

次に、裁判の進捗状況と今後のスケジュール、見通しについてでございますけれども、平成24年12月21日及び25年1月30日に裁判が開かれ、今週初めでございますけれども高等裁判所から囑託されました不動産鑑定士の鑑定評価が提出されたと報告を受けております。今後は、当該裁判所が依頼した不動産鑑定結果をもとに、争点の一つであります土地の評価額につきまして裁判所が判断し、裁判が行われると思われま。

また、納得できない判決が出た場合にさらに上告するのかという御質問でございますけれども、判決内容を確認し、代理人とも相談した上で検討してまいりたいと思っております。

次に、裁判費用についてでございますが、一審では133万3,608円、控訴審では324万7,500円、合計で458万1,108円を支出しております。

次に、敗訴した場合に相手方から国家賠償法に基づく請求がなされることを想定している

のかということですが、判決の内容によっては損害賠償を求める裁判がなされる可能性はあるとは思いますが、市としては株式会社ノグチの滞納状況が悪質で、被控訴人に第二次納税義務を課した経緯や税負担の公平性からも、勝訴するように裁判に取り組んでおりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 御質問3番、農業政策とうしくグリーンファーム株式会社についてお答えをいたします。

初めに、市内の耕作放棄地の現状についてですが、本年第1回定例議会で鈴木議員にお答えいたしました。平成19年度の調査結果では耕作放棄地の面積は約430ヘクタールでありましたが、平成19年度から現在までうしくグリーンファーム株式会社を初めさまざまな団体、個人が実施主体となり、国及び県の交付金を活用しながら耕作放棄地の解消を実施してまいりました。その結果、耕作放棄地の解消面積の合計は約28ヘクタールとなり、そのうちグリーンファームによる解消面積は約9.8ヘクタールとなっており、市内の耕作放棄地解消に大きく貢献しているところでございます。

しかしながら、耕作放棄地は長い間放置されていたことから雑草や雑木が繁茂し、畑地としての地力が乏しくなっているほか、もともと水はけや日当たりが悪かったために耕作が放棄されてしまったところも多々あり、解消地だけで耕作することは非常に困難な状況にございます。そこで、畑地としてある程度の手入れはされているが、農家の高齢化などにより今後の耕作が見込めないような畑地を借り上げて耕作することにより、耕作放棄地の未然防止を図り、現在では約25ヘクタールの圃場で農業を行っているところでございます。

なお、それらの畑地につきましては、昨年市が購入した茨城農芸学院第3実習地跡のほかは、全て市が無償で借り上げうしくグリーンファームへ貸し付けており、地権者の意向を伺いながらおおむね3年から5年で使用貸借契約を結んでいるところでございます。今後も、同社が耕作放棄地の解消を実施していくとともに、再生作業に余り手のかからない畑地についてもバランスよく取り入れ、労力や経費を考慮しながら耕作地の拡大を図るよう指導しております。

次に、農業後継者の育成についてですが、市では茨城県稲敷地域農業改良普及センターと連携をして、新規就農希望者の相談窓口を設け、国の制度である青年就農給付金事業活用するとともに、若い農業後継者で組織するUFOクラブへの支援を行い、農業後継者の育成に努めているところです。

しかしながら、農業は初期投資や資材費、労働時間などコストと収益が見合わないことが、農業後継者を育成する上で大きな課題となっております。そこで、平成23年2月に耕作放棄地の解消と後継者育成を目的とし、うしくグリーンファーム株式会社を設立いたしました。

同社での生産品目は、地産地消の一環として学校給食にうどん及びパンとして提供するための小麦と、菜種油を提供するための菜種を栽培しております。また、平成23年秋から茨城県の銘柄推進産地指定を受けている「うしく河童大根」の生産を始めるとともに、昨年からはより安定した収入源とすべく、カルビー株式会社との契約によりポテトチップ専用のジャガイモを栽培しております。栽培に当たっては、茨城県稲敷地域農業改良普及センターや地元のベテラン農家からの指導を受けるとともに、カルビー株式会社からのサポートを受けながら、日々の農作業の中で技術を磨いており、これまで社員1名が市内で就農いたしました。

うしくグリーンファームの年齢構成については、50歳代が2名、40歳代が1名、30歳代が1名となっているほか、非常勤社員として40歳代が2名、20歳代が1名の7名で運営しております。今後、彼らが農業後継者として本市農業の牽引役となってくれることに期待をしているところでございます。

次に、農業の6次産業化についてでございますが、うしくグリーンファームにおいても6次産業化を視野に活動しているところですが、今後は学校給食にうどん、パン、菜種油を提供するに当たり、国の補助金などを活用し小麦の製粉機と菜種油の搾油機を導入して、自前で加工処理し、コストの削減を図ってまいる計画でございます。なお、うどん製造につきましては市内の製麺業者と、パン製造については障がい者施設みのりの郷との連携を図り、公共性の高い事業であることから、市としても地産地消とあわせ6次産業化を進めてまいります。

最後に、財政支援による産業の育成につきましては、うしくグリーンファームは本市農業の衰退を防止するためにも、個々の農家にかわり公共性の高い事業を行っているところですが、農業は始めてから短期間で採算性を確保することは非常に困難であることから、必要な範囲内で支援をしてまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目は再質問というより、今後の動向を見ながら検討をお願いしたいという点でとどめておきたいというふうに思いますけれども、公共事業と魅力あるまちづくりという観点から、現在ある公共施設の維持管理等でも、大変これから災害などに備えることを考えると、維持管理だけでも大変になってくるわけですね。そうした中で、新たな公共施設を建設するということが、魅力あるまちづくりの中では有用だというようなお話があるんですけども、やはりそれはある意味厳選をされてこなければいけないのかなというふうに思っております。

牛久市のまちづくりの基本は、総合計画の中に全て網羅をされております。この中にも、まちづくりというのをどういうふうに行うのかということが、スポーツ振興の中でも語られて

いるわけで、先ほど例に挙げました武道館を併設した地域交流センターの建設についてなどは、そういう総合計画の中に明確に位置づけはされていない問題であるわけですね。そうすると、市民の方から要望はあるんだろうと思いますけれども、広く総合計画策定時に皆さんの御意見をいただいたようには、議論がなされていないのかなというふうに考えるわけです。

先ほど答弁の中で、今後いろいろな問題が起きてきたときに、地区社協を中心とする市民の懇談会、行政区の懇談会等での御意見があれば、今後そういう問題についても検討していくというような御答弁をいただきましたが、ぜひ多くの皆さんの声を聞く、それから地元の中では地元がそういうふうに関連するということでは、いいというお考えの方がいらっしゃると思いますが、そのヤオコー跡地の施設の件でいえば駐車場の問題であるとか、かなり懸念をされている方がいらっしゃるわけで、そういう点を含めるともっと広く議論が必要なのかなというふうに思いますので、十分な検討をお願いしたいと同時に、今後市政の中で合併のようなときには住民投票というものも多く行われておりますけれども、そこまでいかないまでも牛久の市政に重要な問題、まちづくりというようなことであればそこを直接市民の皆様これから我々の暮らしというのは「コンクリートをとりますか、人の暮らしをとりますか」というような問いかけとともに、こういうことを行っていくのも一つの手法ではないかというふうに思いますので、この点に関して今後具体的に御検討をお願いしたいと思います。これは、要望ですので返答は結構です。

次の市税滞納をめぐる控訴審についての答弁をいただきました。

最初に、第一審は第二次納税義務者である土浦商事が自分のところの第二次義務者として、ノグチのほうの差し押さえを受けたのは不当であるというようなことから裁判が起こされたということになるわけで、その土浦商事の一審の裁判が起こされたということに至るまで、先ほど裁判が起こされるような事態となったその前段階の第一次納税義務者のノグチの納税の状況をお知らせをいただいて、その上で第二次納税義務者の土浦商事に牛久市は低額の土地の売買が、差し押さえ処分をしたということが不当であるというようなことで行われたというふうに私も理解をしているわけですが、その一審の判決文と、そしてそれを不服とした理由書を見てみると、それぞれの争われた争点を見てみると、1つの事実をどういうふうに見て判断するのかというような難しさを痛感した次第です。

まず、控訴の理由の中に述べられている「本件土地の状況について」という中で、なおかつ道路の現状に関する考え方の根本的な誤りについて牛久市は述べておられます。それからまた、いろいろなところが私にとっては不可解であるんですけども、また例として挙げますれば、本件売買に至る経緯について原判決の認定が不合理であるということで、このノグチとオリックス債権の間での債務返済についての考え方、そういうことが原告の言っているものとは、

実は裁判は控訴人の主張を盲信したものであり、一見もっともらしく聞こえるが実は不自然であるとして、それ以降理由をこういうふうに述べているわけですが、こういうことというのは1つの事実をそれぞれの立場でどういうふうに見るかで大変違ってくるなということを、先ほども申し上げましたように難しさを感じました。

それで、裁判の行方を素人の私が論ずることはできませんけれども、しかし市民の血税を使って控訴を起すということは、一審判決を覆すに足る材料が出てこなければ控訴を行う意味はないのではないかなというふうに思う次第であります。そういう意味で、控訴の理由は、確証に新たな点を加味されていたわけではなく、原判決への反論ということに終始しているわけで、これでどの程度控訴審において判決を覆すような影響を与えることができるのかなというふうに思いました。

そこで、まず先ほど弁護士費用の件を御説明をいただきましたけれども、今回は8人の弁護士の方が名前を連ねているわけでありますけれども、前回は3人だったんですけれども、今回は8人ということで、この辺弁護士事務所がどういうふうな弁護士さんの力をかりて裁判に当たっているのか、その点についてを確認をしたいと思います。

それから裁判の行方、今後の中で不動産鑑定などが高裁で新たに行われたということを見て、その不動産鑑定がどうだったのかというような評価が、信用性がきちんと牛久市が言っているような控訴審での理由に当たるのかどうかというのが、ここで見えてくるのかなというふうに思いますが、その点この8人の弁護士さんがこういう控訴を行っていらっしゃるわけですが、その点この8人の弁護士さんたちの取り組みの状況、その点と。

それから敗訴になった場合、これは今後の判決理由の中で、その後をどうするかというのは決まってくるというふうに思っておりますけれども、損害賠償請求などが起こってくるような事態というのを避けるためには、やはりもう少し納税の段階での協議というのをもっとしっかりやる必要があったのかなということを思いました。先ほど、税をめぐってノグチとの間のやりとりは伺いましたけれども、その点に関して今後の中でも協議していく場があるのかどうかという点について、お尋ねをいたします。

それから次ですが、農業政策とグリーンファーム株式会社の件に関してであります。

今いろいろ御答弁をいただいたんですけれども、牛久の今置かれている農業の中で、グリーンファームはやっぱり一体何をしていくのかというのが、これはまだ今の段階ではどういう方向性に向かうのかさえもわからないというふうに、伺っていて思いました。しかし農業は、部長もおっしゃっているように本当に一朝一夕で農業技術の確立も含めてできるような状況に、今の産業の中では置かれていなくて、大変厳しい状況にあるというふうに思うと、今の段階でもあれもこれも手を染めて、例えば新たにブドウをつくって、ブドウ酒をつくっていくという

ような取り組みにもしていきたいんだというようなことをおっしゃっていただきましたが、まず小麦の栽培もまだ補食的な意味でのパンの生産くらいしかできないというようなことであつたらば、そこにまず力を入れていくとか、それから収益性の上がる「かっぱ大根」の栽培であるとか、またカルビーのジャガイモであるとか、そういうところに力を入れてその後で新たな取り組みをしていくということのほうが、順序としては妥当なのではないかなというふうに思うわけですが、その辺のこのグリーンファーム株式会社がどういうふうな農業政策を行っていくのかということに関する決定権というのは、誰がどういうふうに持つのかという点についてはどのように考えたらいいのかをお示しをいただきたいと思います。

先ほどの経営権の問題で、資機材を牛久市がほとんど提供しているわけですね。それから、農地も牛久市を通して一般の農業法人に直接貸し出すのではなく、牛久市を経由してその農地を借り受けているという現状を見ると、牛久市の責任というのも大変重要だというふうに思うのでありますが、グリーンファームが牛久の中の農業をどういうふうに担っていくのか、それと採算性の問題、垂れ流しのような形でそこに資機材を投入して、採算性は度外視というような体制はやはりまずいというふうに思うので、この辺の財政的なチェックというのを誰がどういうふうに行っていくのか。その点についてを、御答弁をいただきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 須藤議員の再質問のうちまず税金の滞納、(株)ノグチが滞納したのものについての第二次納税義務者として、市としてそれを受けとめている土浦商事の件でございますけれども、この裁判のまず基本的なところは、要はノグチグループなんです。株式会社ノグチのほかに、株式会社ノグチ商事とか、ノグチハウジングだとか、あと土浦商事という会社もあるわけです。ノグチグループの中で、(株)ノグチが牛久市において、他市町村においても若干あるみたいですが、牛久市において平成5年当初からずっと税金を滞納しているわけです。それについて、過去において差し押さえをした、牛久市内の土地を含めて。それをして、そのことによって初めて納税を約束手形の先付けだとか約束手形で支払って随時落とすという形でやってきた。それを始めたので、差し押さえを解いたと。

そうしたら、その後いろいろ手形での納税をして落していくということを途中でやめちゃったり、発行しなくなったりして、それでゴチャゴチャして、まともに納税義務を果たさない。そういう中で、再度「これではしょうがないじゃないですか」と。代表取締役はノグチオサムさんですから、牛久の商工会の副会長ですから、3人とも皆さん市民クラブの方はそのノグチビルのほうにお伺いしているみたいなので、実態はおわかりだと思うんですよ。ノグチグループの中で(株)ノグチの資産を、滞納している会社の資産を土浦商事に移転しちゃっただけの

話なんです。同じ代表取締役なんですよ。全然第三者の会社じゃないんです。財産隠しですよ。

それを悪質だということで、その当時の税務部長、田中部長が「差し押さえする」と言ったのは、その土地の前に土浦商事が預金を銀行口座に持って言ったということで、わざわざ通知を出したんですね。そうしたら、1億5,000万円あった預金残高を、現金で全部引き落とした。そのために、いわゆるあとこちらで差し押さえしようとしたら、今度は今回の案件の土地も(株)ノグチから土浦商事に移転しちゃったと。これは悪質だということで、土浦商事に対して「これは詐害行為だから、第一納税義務者として責任があるはずだ」ということでその当時の田中部長から説明があって、「そういうことで差し押さえします」というので「ああ、そうですか。それならやってください」ということで、私は市長として許可したんです。

そのことから見ていけば、(株)ノグチから土浦商事に譲渡したことそのものが、いわゆる第三者に対する正当な売買価格であったかどうかという問題は1つの争点ではございますけれども、その裏には本質的には差し押さえを逃れて納税義務を果たさないという、根本的な悪質なものがあるから市として差し押さえをするわけで、ただ損得でやるものじゃないと思いますよ。よくよく聞いてください。そういう背景の中での牛久市としての行動だった。それに対して、須藤議員は何か(株)ノグチのほうのビルのほうに出入りして、いろいろ訴えた側の意向を多分聞いていたんだろうというふうに思いますけれども、市としてのそういう立場というものはオープンに、全部市の納税義務というものをしっかりと牛久市民に、また牛久市に所在している法人には果たしていただくという考え方でございますので、その辺のところは須藤議員も一市民のボランティアの福祉活動をよくやってきた方で、そういう方を地盤に立候補したと聞いておりますので、そういう常識的な意向というものははっきり確認していただきたいと思えます。

それと、あとしくグリーンファームについての基本的な牛久の農業施策について申し上げますが、今までの牛久市を含めた国の農政の中では、さまざまな補助がずっと農協を通したりして出されております。しかし、牛久市の畑作のほうの状況からすると、1,000ヘクタールからの農地のうち半分近い、もう440ヘクタール近い者が耕作放棄地ということで荒れちゃっている。残り耕作しているのが600ヘクタール、その中で荒らさないように実際に作物を植えつけしていなくて耕作だけしている、荒れないように。そういうところまで含めていくと、半分はもう完全に耕作しなくなっちゃっているというふうに認識したほうがいいと思います。そこまで牛久市の農業の中の畑作というものは荒れてきちゃっている。

そういう中で、今までの国県を通してのさまざまな助成措置だけでは、もう農業の担い手さえいない。先ほど須藤議員が農業の担い手の人数を申し上げておりましたが、専業農家で見てください。兼業農家の方は、日曜だとか祭日等、荒らさない程度にトラクターで

耕作している。田んぼがある程度あるんで見るというところで、本来の農業の担い手としての専業農家というのは、もう両手両足で数えられちゃうんです。そして、今もうその後継者というものも10人ちょっとくらいで、非常にもう牛久市の農業というのは片手間にやる兼業農家の方、その方が中心でございまして、専業農家の方が生き残るかどうかの瀬戸際に入っているんです。そういう中であって、後継者がいない、兼業農家の方もほとんどが耕作しない、そういう方が出てきております。

そういう意味で、もう補助金をばらまくだけでは農業を継続させることができない状況に入っているという認識がございまして。そういうことのために、もう農業者の後継者がいない。だから、そこで市がちゃんと農業後継者を、農業者出身の方でなくても農業に命をかけると、そういう方が若い人たちを中心に集めながら農業後継者を育成し、そして今の農業者で高齢化して「今まで何とか自分で頑張ってはきたけれども、もう80歳になっちゃ、やれないよ」と、そういう農家の方々の農地を荒らさないようにそれを引き受けたり、耕作を引き受けたりする実働部隊がもう必要になっちゃっているんです。

そういう意味で、うしくグリーンファームというのは今までのもう農業施策の限界を見据えた中で、実働部隊としての農業生産法人として立ち上げをしたということを御理解いただきたいと思います。そういう中で採算性というものは、須藤議員、大根は全然採算性ないんです、今、やればやるほど赤字になっちゃっているんです。逆に、ジャガイモとかそういうもののほうが、採算性が上がっているんです。ですから、もうちょっと須藤議員も農業というものを一般論的にだけ見ないで、現実の経営の実態というものもよく掌握していただいて、今後の地産地消というものも安易にはできません。全部荒れちゃって、なくなっちゃいました。そういうものの中から、あえて一つ一つ掘り起こしながら、牛久市民の安全な食料の確保ということも踏まえて、農業生産法人の今後のありようというものは、当人、当市一生懸命頑張っていると思いますので、温かく見守ってあげてほしい、そのように思っております。そして、農業生産法人の目先の赤字についても、これは牛久市全体の経営の中で吸収できる範囲で考えているということでございます。

それと、あと先ほどの一番初めに公共事業等云々ございましたけれども、前の議会でも申し上げておりますけれども、牛久市は健全な財政運営ということ、私は市長になりまして、そして今現在は「コンクリートから人へ」とかそういう抽象論じゃなくて、必要な公共事業はやらざるを得ない。なぜかという、牛久市はあれから40年ということがありますけれども、昭和の30年代後半から人口がふえてきて、その間の過程の中でみんなちぐはぐだらけのその場しのぎの開発行為やらそういうもので、宅地というものは駅周辺に牛久の場合は全部でき上がったんです。そういうことがあるので、40年たった中でインフラから何からメチャメチャ

です。つぎはぎだらけです。それを、再度リフォームしなくちゃなりません。そういう意味で、リフォームの一番初めも駅から始めるということでございます。

それとあと、調整池を全部整備して、そしてその受け皿としての雨水を全部整備しないと、宅地の利用もできないということでございますので、そういう中であって財政の比率の範囲内でやっていくという原則でございます。市債残高も着実に減らして、毎年毎年の歳入歳出の中で黒字経営をして、そして歳入歳出を減らしていく中の枠内で公共投資も必要なものはしていくということでございます。

この10年間における牛久市の公共投資のほとんどは、長寿命化の投資でございました。学校を中心とした長寿命化でございます。ぜひとも今までの10年間の投資的経費というものがどういうところに使われているのかということも、須藤議員にはよろしく検証していただきたい。牛久市の建物のほとんどは、八、九割はもう長寿命化が進んできております。生涯学習センターも舞台装置も全部、照明から音響からこうやって3年、5年かけて、全部入れかえてきております。そういうふうにな長寿命化をぐっと図ってきているのが、牛久市の今までの公共投資です。

それからあと、これからの牛久の新しいまちのための公共投資というのものも、全体のこれからのまちを考えたリフォームでございますので、ぜひともその辺は御理解いただきたいと思えます。よく、今までの予算・決算等を見ていただければ、それは十分理解いただけると思えますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

**○議長（山越 守君）** 総務部長滝本昌司君。

**○総務部長（滝本昌司君）** それでは控訴審の再質問、市長答弁に加えまして2点ほどお答えいたします。

まず、山田有宏法律事務所の弁護士のほうの取り組み状況ということでございますけれども、今回の控訴審に当たりましては内容、控訴理由書からその後いろいろ協議しておるわけですが、そのときの担当弁護士は1人直接の担当弁護士がおります。弁護団長というべき山田有宏弁護士が加わっております。裁判もその2人で行っておりまして、その8名の方はこの山田法律事務所におられる弁護士の先生方で、その内容等をそれぞれで精査して、最終的には山田有宏法律事務所として文書として提出するという方法をとっておりまして、この8人の弁護士はそういった働きといいますか、役割でこの裁判に取り組んでいただいております。

それともう1点、納税協議ということでございますけれども、これは先ほど答弁申し上げましたように、今回の件に関しましては十分な納税協議を行って手形で納付とか、あるいは事業運営上どうしてもこの土地は任意売買を行いたいという場合には、そういった差し押さえを外したりとか、いろいろ協議をしてきている中で税が滞ったということの中で、今回第二納税

義務ありということで判断したわけでございます。ですので、今回この件に限らず納税協議につきましても、現在そのほかの納税しにくい方々に対しては行っております。

今後というお話がちょっとあったかと思うんですが、多分今裁判になっている土浦商事との話、あるいはノグチとの話だろうとは思いますが、今後協議の場はあるのかということでございますが、今裁判を行っておりますので、裁判の判決が出ますとそれに従っていくことになると思います。と同時に第二次納税義務、これは土浦商事が判決でもしなしとなれば、なしのように対応しますし、納税義務ありといえは納税していただくということになります。ただ、大元の株式会社ノグチさんにはまだ納税義務がございますので、そちらとは協議をしいていくことになると思います。以上です。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 2点の御質問にお答えいたします。

グリーンファームの農業政策の政策決定というものにつきましては、グリーンファームとあと牛久市の農業政策課のほうで、あと一般の農家部会の方、農家の方を交えまして方向づけをしております。その中で何をつくっていったらいいのか、それは耕作放棄地あと遊休地というものは、すぐに作物がつくれるような状況にありませんので、この作物の選定に当たっても農家の皆さんのお知恵をかりながら決定をしております。

それと、グリーンファームはどのような方向に進んでいくのかということですが、御答弁でも申し上げましたが、現在22年度の統計の中でも農家戸数は522戸になっております。その中で、専業農家が144戸、兼業農家が378戸というようなことで、農家戸数についてはますますこれから減少していくということがもう明らかでありますので、その農家にかわってうしくグリーンファームが牛久の農業を支えていくというような方向性で進めてまいりたいというふうに考えております。

○12番（須藤京子君） 議長、市長の発言について。

○議長（山越 守君） 何でしょうか、自席でもう一度。

○12番（須藤京子君） 先ほど市長の御答弁の中で、私ども市民クラブが株式会社ノグチのほうに、この裁判についての調査のために伺って話を聞いたことについて、さも株式会社ノグチの意向を受けてこういうような質問をしているかのように受けとめられかねないような言動で、私どもの調査活動を「出入りしている」などというような形で表現されたということは、非常に私たちも不愉快に思いますので、その点については訂正なり発言取り消しなりを求めたいと思います。これは考え方の相違ではなくて、事実誤認であります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 私がこの場で発言申し上げますのは、市民クラブの3人の方が3月

の定例議会の翌日前後に朝の10時ころにノグチさんのビルからノグチの総務部長と一緒におりてきたと。そして、その総務部長に声をかけようとしたら、総務部長はもう建物の中に入っちゃったと、そういうことをちゃんと私は目撃者から聞いております。ですから、それが事実かどうかわかりませんが、そういうことをただ申し上げているわけでございます。

その方に確認してください。その方は、はっきり3人を見た、はっきり言ってきております。それで、日にちと時間まで言ってきております。よくその辺を確認した上で、私はそれは事実というふうに思っておりますので、発言いたしました次第であります。以上です。

○12番（須藤京子君） 議長。

○議長（山越 守君） お答えになっていると思いますけれども。

○12番（須藤京子君） 私どもは調査のために伺ったのであって、「出入りをしている」というような……。

○議長（山越 守君） ちょっとお待ちください。市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 全然わかりませんが、どういう理由で行かれたかは。だけれども、行って出てきたことは確かだというだけの話でございます。以上です。

○12番（須藤京子君） 発言を取り消してください。取り消さないんですね、わかりました。

○議長（山越 守君） 次に、8番沼田和利君。

静粛に願います。

〔8番沼田和利君登壇〕

○8番（沼田和利君） 改めましてこんにちは。沼田和利でございます。

非常にエキサイトしているところを申しわけありませんが、質問に入らせていただきます。このたびの質問は、3点でございます。

初めの1点目が、一般常勤職員の大量退職について質問をいたします。

本市では、毎年3月末日で一般常勤職員が定年により退職をいたしますが、過去10年にわたってある特徴が見てとれます。その特徴とは、毎年年度末に定年退職をする一般常勤職員よりも、定年を迎えずして退職する一般常勤職員のほうが上回っている場合が多いということです。具体的には、過去10年間で平成15年度と平成16年度及び平成19年度以外の7年においては定年退職者よりもそれ以外の退職者の人数が上回っており、トータル的人数でも過去10年定年退職者76人に対してそれ以外の退職者が103人と、大きな開きがあることです。

このように、定年退職者よりもそれ以外の退職者が多いことを知っている市民は、「公務員というのは身分の保障があるから、定年までやめないのは普通なのに、定年前にやめるという

のは考えにくい。退職しなくてはならない理由があるのか」との疑問の声が聞かれます。

ところで、定年前でやめる常勤職員は勸奨退職の形態をとっているケースがほとんどであるようですが、毎年定年前に多くの常勤職員がやめていく傾向が続くと、業務に支障を来すことが大いに懸念され、結果市民サービスの低下につながる可能性が高いと予想されます。そして、常勤職員を対象とする勸奨退職は、なるべく避けなければならないと考える次第であります。

そこで、3項目について確認いたします。

初めに、勸奨退職に限らず、定年を前にして退職をする職員が多い中、退職をする理由としての意識調査を行っているのか。次に、これまで勸奨による退職を行ってきた理由は何であるのか。最後に、今後も勸奨退職を続けていこうと考えているのか。

以上の3項目についての答弁をお聞きいたします。

次に2点目の質問は、放課後児童クラブ施設の充実についてであります。

本市では、8つの小学校で放課後児童クラブが設置されており、特にひたち野地区の人口増加に伴い近年中根小学校及びひたち野うしく小学校の放課後児童クラブの利用者が急増しており、そのため今後児童クラブ用の施設が不足、または十分ではないと考えます。そして、この件に関しての対策方法として、両小学校の敷地内に放課後児童クラブ用の新たな施設を整備することとありますが、この先ひたち野地区の人口増加がいつまで続いていくのかが不透明であり、放課後児童クラブの施設を新たに整備するにしても、利用者もこのままふえ続けるのか疑問があります。このような中、中根小学校及びひたち野うしく小学校の放課後児童クラブ用の施設の整備を検討する際、費用対効果は十分に考慮しなくてはなりません。

そこで、今まで述べたことを踏まえて質問を行います。中根小学校及びひたち野うしく小学校では、放課後児童クラブ用の施設の新たな整備については、プレハブ等の簡素な施設の整備で対応すべきであると考えるのでありますが、この件についてはどのように考えているのでしょうか、お聞きいたします。

最後の質問は、子宮頸がんワクチンによる副作用の実態についてお聞きいたします。

本市では、平成22年11月より子宮頸がんワクチン接種への全額助成を開始しており、現在まで多くの方が同ワクチンを受けております。そして、ことし4月より国の指導により全国の自治体では、小学校6年生から高校1年生を対象として、子宮頸がんワクチンの接種が義務づけられました。

ところで、現在全国の自治体で同ワクチン接種について深刻な副作用の事例があると、テレビ・新聞等でもとり上げられておりました。症例として、接種後に発熱や湿疹、また原因が特定できない全身の痛み、中には4カ月間もの間手足がけいれんした例もあるとのこと。そ

して、この子宮頸がんワクチンの種類については、2種類あるとのことでした。

そこで、この件に関し2点お聞きいたします。

先ほども申し上げましたが、本市は平成22年11月から同ワクチン接種の助成を行っておりますが、現在までの間、接種者が重度の副作用になるようなケースがあったのか。また、2種類あるワクチンのうち、症例が報告されているワクチンは片一方であるのか、それとも両方であるのか、その現状をお聞きいたします。

以上で私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 沼田議員の一般常勤職員の大量退職ということについての質問ですが、初めにちょっと一言だけ前提として申し上げておきますが、この5年、10年間は、いわゆる国も含めて公務員の方々を減らすというようなことで、勸奨退職制度ということで非常に優遇された制度がありまして、その制度があるためにこの5年、10年の間で、相当な公務員の方が有利な条件で退職したいということで、自分からその制度を使ってやめると申し出をしていくということでございまして、市の執行部のほうから「やめてください」ということで勸奨しているわけではないので、逆だということだけ御理解いただきたいと思っております。

近年年久ばかりでなく、周りの全体の市町村においても、勸奨退職者は非常に多い。稲広においてもまさしくしかりでございまして、予定外にやめられる。多分経済的ないわゆる退職の条件が、今どんどんどんどん公務員の方の給与のカットもあったり、それからあと退職金の減額がもう決まっております。それと同時に、去年までか、おとしまでかなんですけれども、勸奨退職に伴う割増退職金というものがございまして、すごく大きい金額、二千五、六百万円出るんですよ。

そういうもので、大勢の方が有利な条件で退職をされていったということがございますので、多分茨城県の公務員の方は来年度以降は徐々に徐々に退職金を、二千四、五百万円くらいもらっていた方が、400万円くらいこの3年くらいで減るといふふう聞いておりますので、そういうふうで退職金の制度を変えたということでございまして、なるべく有利なうちにやめようということがことしの3月とか1月、2月とかにテレビなんかでも教職員の早目の退職の話がございましたけれども、いっぱい事例がございました。

結局、一言で言うと執行部側でもって「やめなさいよ」と言ってやめさせているんじゃないんだということだけ、御理解いただきたいと思っております。あとは、担当から詳細な答弁がございまして、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山越 守君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 御質問1番の一般常勤職員の大量退職についての御質問にお答えいたします。

過去10年間の退職者数は179名であり、そのうち定年退職者は76名であります。また勸奨退職者が78名、勸奨要件に該当しない普通退職者が17名等となっております。一方過去10年間の常勤職員の採用者数は64名であり、常勤職員数は毎年減少しておりますが、これは組織の再編や事務の効率化、職員配置の適正化などを進めたものであり、また一般職非常勤制度の導入を推進することで、市民サービスの向上と行政コスト削減の両立を図ってきたものでございます。

早期退職者に対しましては、私、人材育成課長がヒアリングを行って、個別の退職理由を確認させていただいております。1つの例ですけれども、体調不良あるいは家庭の事情など、やはり理由はさまざまございました。原則として、退職する本人の意思を尊重しているものでございます。当市の勸奨退職制度は、牛久市職員の勸奨退職要項に定められているとおり、職員の新陳代謝を促進し、安定した職員構成の確保と計画的な人事管理の推進、及び行政の効率化を図るために実施しております。今後も、職員の意思を尊重し、適正な人事管理を行うためにも勸奨退職制度を継続するとともに、将来の幹部候補として常勤職員の採用を進めてまいりたいと考えております。以上です

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 御質問2番、放課後児童クラブ施設の充実にについてお答えいたします。

児童クラブの利用児童数は、5月現在で855名の利用があり、昨年度同時期と比較しましても約100名の増加となっております。施設につきましては、これまで学校の余裕教室を中心に運営を行ってまいりましたが、ひたち野うしく小学校や中根小学校のように児童数が大幅に増加している学校では、余裕教室の確保も難しくなっているのが現状であり、施設の確保が喫緊の課題となっているところでございます。

児童クラブの運営には、学校との関係、協力関係の維持、児童への対応等を考慮しますと、学校内での運営が望ましいと考えております。今後は、児童数の推移をよく見きわめた上で、利用数の増減にも対応できるよう、学校内や隣接地などに新たな施設の整備なども視野に入れ、現場の指導員ともよく協議を行い、十分検討した上で、関係各課と協議しながら施設の確保整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 続きまして、子宮頸がんワクチンの副反応等の実態についてお答えします。

市の子宮頸がんワクチン接種状況は、平成22年度から24年度の合計接種回数が4,503回となっており、接種率は80%を超えております。副反応についての御相談は数件ございましたが、接種部位の痛みや腫れなどの一時的なもので、重篤な副反応の報告はございません。

全国の副反応の報告状況は、平成25年5月16日に厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会副反応検討部会で報告されております。まず、サーバリックスの副反応報告は、接種回数695万7,000回中1,001名、その割合は0.014%、そのうち重篤な副反応は91名で、1名死亡となっております。ただ、死亡例につきましては、ワクチンとの因果関係は不明ということとされております。次に、ガーダシルにつきましては、接種回数168万8,000回中195名、その割合は0.012%、重篤な副反応は15名で、死亡者はございません。

今後、子宮頸がんワクチン接種につきましては、副反応の発生状況とワクチンとの関連性について、国レベルの調査結果や動向を注視しまして、医療機関と連携しながら対象者に適切な情報提供を行ってまいります。以上です。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時45分といたします。

午後2時28分休憩

---

午後2時45分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より、答弁の訂正の申し出がありますので、発言を許します。市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 先ほど須藤議員の質問に対する答弁の中で、うしくグリーンファームを農業生産法人というふうに申し上げましたが、現在は農業法人でございます。近い将来農業生産法人にするということで、頭の中がそういう言葉を使いましたので、訂正させていただきます。

○議長（山越 守君） 引き続き、日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 改めまして、こんにちは。会派市民クラブの杉森弘之です。

先ほどは、市民クラブのことを何だらかんだらという話もありましたけれども、本日最後の一般質問となり、少々お疲れかとは思いますが、通告順に沿って質問いたしますので、よろしく願いいたします。

質問の第1は、パワハラ対策についてであります。

牛久市議会は、昨年9月の定例会で牛久市役所でのパワーハラスメント防止規定の設置を求める決議を採択しました。その中で、「市執行部は昨年3月の議会で、療養休暇の取得状況について特に心の病によるものが平成23年度14件と、対前年比4割増になっていることを明らかにした。361人の常勤職員数で14件もの心の病による療養休暇が発生するということは、異常である。その一因として、パワハラ問題があるであろうことは容易に推定できることである。市民に対する公共サービスの質を向上させるためには、市職員の労働環境とモチベーションを上げることが必要である。パワハラが横行するような市役所に、質の高い公共サービスを期待することはできない。そこで、牛久市議会は牛久市執行部に対し、牛久市役所でのパワハラ防止規定の設置を求めるものである」と決議をいたしたところであります。

この決議を受けて、市執行部は本年4月1日施行の「牛久市職員のハラスメント防止に関する要綱」を訓令として発しました。これは、平成15年の「牛久市職員のセクシャルハラスメント防止等に関する訓令」にパワハラを加え、新たに「牛久市職員のハラスメント防止に関する要綱」として作成したものであります。

私は、市執行部の努力に敬意を表するものであります。パワハラ防止規定でなく、セクハラも含めたハラスメント防止に関する要綱という形ですが、これも重要な一歩であると認識しております。

ちなみに、ハラスメントにはセクハラ・パワハラ以外にも、教育機関などでは昇格や学会活動、研究指導において権力を持っている教授などが、若手の研究員や学生に対しハラスメントを行う「アカデミックハラスメント」、略して「アカハラ」なるものがあるそうでありま

ところで、職場環境づくりのアドバイザー三木啓子さんは、次のように述べております。「パワハラ防止規定をつくる際の課題は幾つかありますが、1つ目のポイントは自治体の防止規定は職員のためだけにとどめてはいけないということでありま

企業、市民の方の模範となって、率先して防止への取り組みを進めていく必要があるということ、そしてさらには条例制定を見据えての取り組みにしなければならないということです」と述べています。私は、この観点は大変重要だと思います。「職員のためだけにとどめてはならない」、そして市執行部が要綱からさらに条例の制定に踏み出すよう、望むものであります。

さて、要綱施行後の進捗状況や要綱について幾つか質問をいたします。

まず、相談窓口設置と苦情処理委員会の体制の進捗状況についてお聞きいたします。委員は、既に決まっているのか。委員の公表はどのようになされたのか。職員への要綱施行の説明、窓口設置の説明などはどのようになされているのか。また、約2カ月を過ぎてどの程度の相談が寄せられているのでありま

次に、要綱では苦情相談窓口の責任者が明記されておらず、責任者の選任方法も明記され

ておりません。窓口職員が事実関係の確認後、職員担当部長、職員担当課長へ報告することになっており、職員担当部長が苦情処理委員会委員長へ報告することになっています。このことは、苦情相談窓口が独立した機関としての位置になく、職員が相談をする上で障害になるのではないかとの懸念が生まれますが、このことについてどのように考えておられるのでしょうか、質問をいたします。

さらに、要綱の第7条「苦情等の申し出ができる者の範囲」では、ハラスメントを受けた職員が心身の故障等により入院していること、その他特別な事情により申し出ることができない場合は、当該職員の同僚または上司等で、当該ハラスメントの事実関係を認識している者（以下関係者という）」となっていますが、この関係者の中には家族等も含まれているのであるのか、ないのか。御見解をお聞きいたします。

また、苦情処理委員会のメンバーに職員以外の者を入れない理由をお聞かせいただきたいと思えます。東京大学、慶応義塾大学などのハラスメント防止委員会は、学外の法律学及び心理学等の専門家を入れています。牛久市職員安全衛生管理規則では、安全衛生委員会の委員の中に産業医がきちんと入っていますが、それは安全衛生管理を検討する際に医師の専門的知見が必要なためではないでしょうか。ハラスメントという極めて専門性の高い問題で、医師あるいは臨床心理士などハラスメントの相談業務に精通している人を入れない理由をお聞かせいただきたいと思えます。

最後に、要綱では市長、副市長、教育長がハラスメントが行ったとされる場合が想定されていないように見受けられます。そんなことはあってはならないことはもちろんであります、万一そのようなことが発生した場合の対処をどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

質問の第2は、一般職非常勤職員の労働環境についてであります。

周知のとおり、労働契約法の一部を改正する法律が昨年8月10日に公布され、ことし4月1日に全面施行されました。今回の改正では、有期労働契約について重要な3つのルールを規定しています。有期労働契約とは、1年契約、6カ月契約など、期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託、臨時、非常勤など、職場での故障にかかわらず有期労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象となります。

厚生労働省の説明によれば、改正法の3つのルールとは、第1に「無期労働契約への転換」があります。有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約、すなわち無期労働契約に転換できるルールであります。

第2に、「雇い止め法理の法定化」であります。最高裁判例で確立した「雇い止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇いどめが認められないことになるルールであります。過去に反復更新され、事実上の無期労働契約と社会通念等

同視できると認められるもの、あるいは労働者において当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて、合理的な理由があると認められるものなどがこれに当たります。

第3に、不合理な労働条件の禁止であります。有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールであります。有期労働契約は、パート労働、派遣労働を初めいわゆる正社員以外の労働形態に多く見られる労働契約の形式です。有期労働契約で働く人は、全国で約1,200万人と推計されます。有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を反復更新している実態にあり、そのもとで生じる雇いどめの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として、不合理な労働条件が定められることの内容にしていく必要もあります。労働契約法の改正は、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

以上が厚労省の説明文であります。

ところで、労働契約法は第22条で、「この法律は国家公務員及び地方公務員については適用しない」となっております。それは、公務員の場合独自の法令があるためであります。

牛久市は、牛久市一般職・非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の第4条第1項で、「一般職非常勤職員の任用期間は1年を超えない範囲内とする。ただし、1会計年度を超えることはできない」、さらに第2項で、「任命権者が特に必要と認めるときは、前条第1項の規定に基づき、一般職非常勤職員を再度任用することができる」としています。このことは、原則「一般職非常勤職員の任用期間は1年を超えない範囲とする。ただし、1会計年度を超えることはできない」であって、例外として「任命権者が特に必要と認めるときは再度任用することができる」と理解することが妥当と考えますが、市の御所見はいかがでありましょう。

他方で、牛久市では一般職非常勤職員を原則雇いどめすることはないと表明していると理解していますが、そのことは間違いないでしょうか。確認の意味で、質問をいたします。

地方公務員法第22条第5項では、人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は緊急の場合または臨時の職に関する場合においては、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者はその任用を6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない」とあります。地方公務員法では、非常勤職員についての規定が曖昧な面がありますが、それは非常勤職員が大量に発生する事態を想定していないということもあると考えられます。牛久市における一般職非常勤職員の扱いは、ある意味で法的にグレーゾーンとも言えるものではないでしょうか。

牛久市のように、大量に一般職非常勤職員として雇用していく場合、そして契約更新を繰り返す場合、そのこと自体が法的な妥当性が問われる事態を想定していないのかどうか、質問を

いたします。そして、労働契約法の今回の改正は、地方公務員には適用されないとはなっていますが、大量の一般職非常勤職員の発生とその契約更新の繰り返しは、地方公務員法では想定外のものとして、有期労働契約の法理が援用されるとも考えられます。「有期雇用の無期雇用化」、「雇い止め法理の適用」、「不合理な労働条件の禁止」、すなわち期間の定めがあることによる常勤職員との不合理な労働条件の相違を設けることの禁止が、現実的な問題になってくる可能性について、市の御所見を伺います。

質問の第3は、ゲルマニウム半導体検出器の導入についてです。

牛久市議会は、昨年12月の定例会で「牛久市の子供たちに健康管理検査実施等を求める請願」を、満場一致で採択しました。請願は、第1項目で「子供たちに長期にわたって継続的な健康管理検査を実施し、早期発見早期治療の体制整備を講じること。福島第一原発事故当時18歳以下だった子供たち、妊産婦及び生まれた子で検診を希望する者を対象に、甲状腺検査、エコー、血液検査などの健康検査を実施してください。そして、検査結果はエコー画像を含め、全てのデータを受検者及び保護者へ所見とともに渡してください」と述べています。今議会で市執行部は、甲状腺検査実施のための説明会開催に伴う郵送料等の増額計上を、補正予算で行いました。甲状腺検査の方向に踏み出したことは、請願に応えるものと評価するものであり、今後長期にわたる継続的な健康管理を実施されることを望むものであります。

請願はまた、第2項目で「牛久市内の保育園、幼稚園、小中学校の給食食材について独自の基準値を設け、ゲルマニウム半導体検出器による検査と、速やかな情報公開を講じること」とあり、「牛久市内の農作物からも放射性物質の検出が相次いでおります。また、市の検査で不検出であった同じ農作物が、茨城市民測定所の検査では検出されているものもあります。国の基準値内だから食べてよいのではなく、放射線に対する感受性が高い子供たちに対しては独自に基準値を下げ、追加被曝を低減させることを目的としたゲルマニウム半導体検出器による検査で、極めて安全性の高い給食を提供してください」と請願しています。

今回は、この第2の請願項目の進捗状況についてお尋ねいたします。

牛久市では、「平成24年2月3日より、現在の食材ごとの測定に加え、給食1食分を丸ごとミキサーにかけて混ぜ合わせ、1食に含まれる放射性物質の測定を1日に1施設を選び実施いたします。給食ミキサー検査は給食提供前に実施し、食の安全の確保を目指してまいります」と牛久市は述べています。測定器としては、ベルトールドジャパン株式会社製のガンマ線スペクトロメーター・LB2045と、日立アルカメディカル株式会社製の食品放射能測定システム・CAN-OSP-NAIを使用しているということです。

つくば市では、これまで日立アルカメディカル株式会社製の食品放射能測定システムを導入し、学校給食の食材について放射能検査を実施してきましたが、本年4月からより精密に検査

ができるゲルマニウム半導体測定器を導入し、検査内容を拡充しました。ゲルマニウム半導体測定器では、給食1食分を1週間まとめて検査し、結果を公表することで安心の確保に努めたいとしています。

土浦市でも、民間検査機関への委託ではありますが、ゲルマニウム半導体検出器による検査を実施しています。実際に提供した学校給食1食分を、1週間ごとにまとめて測定しています。その結果、どのような違いが出てくるのかというと、第1に牛久市の場合検出下限値が7から10ベクレル/キログラムと高いのに対し、土浦市やつくば市などゲルマニウム半導体検出器では0.4から0.6と、実に20倍近く低レベルの放射線をも検出できるようになっているのであります。

第2に、ゲルマニウム半導体検出器は放射性核種の検出にすぐれ、土浦市やつくば市などでは測定結果の公表でセシウムだけでなく放射性ヨウ素なども公表をされているのであります。牛久市の場合は、セシウムという一部だけの公表になっております。牛久市は、既に市民の要望を受け入れて、PM2.5の測定器を1,200万円かけて導入をしております。放射能汚染のホットスポットとなり、最近でもタケノコ、コゴミなどが出荷停止となっているこの牛久市で、今度は長期にわたる安全性の高い給食を保証するためにゲルマニウム半導体検出器を導入すべきかと考えますが、市の御所見を伺います。さらに、ゲルマニウム半導体検出器に関する近隣自治体の動向について、どのように把握しているのか質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 御質問1番パワハラ対策、及び2番一般職非常勤職員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

最初に、「牛久市職員のハラスメント防止に関する要綱」についての御質問にお答えいたします。

本要綱は、平成25年4月1日に施行し、職員に対してパンフレットを作成してそれを周知し、現在運用を図っているところでございます。現在までに、相談等はございません。

苦情相談に係る職員窓口につきましては、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対し、内容や状況に応じ適切に対処するため、複数の職員を指定しているものでございます。それぞれが同じ相談員としての役割であり、あえて責任者としての明記はしておりませんが、相談窓口でのトラブルや疑義があった場合には、窓口職員のうち人事を担当する課長がその問題解決の中心となるのは、当然のことと考えております。なお、御質問の人事担当部長の位置づけとしましては、相談員ではなく苦情処理委員会の委員として位置づけをさせていただいているところでございます。

次に、第7条の「苦情等の申し出ができる者の範囲」でございますが、ハラスメントを受けた職員本人からの申し出を基本としながらも、入院していることなど特別の事情により、本人が申し出できない場合を想定したものでございます。「当該ハラスメントの事実関係を認識している者」として想定しているのは、勤務中に同じ環境にある職場内の同僚や部下、上司等であり、申し出ができるのは関係する職員のみとしております。ただし、家族のみがその事実を認識している場合は、その事情を相談窓口職員が個別に聞き取りを行い、真摯に対応していきたいと考えております。

次に、苦情処理委員会の委員に医師または臨床心理士などの相談業務に精通した専門家を入れないのかとの御質問でございますが、相談窓口による相談を経て苦情処理を行う苦情処理委員会の委員は、相談者の職場の状況に精通した者であることが肝要であると考えております。ハラスメントが悪質である場合や改善されない場合は、人事管理上適切な措置を行うこととされており、分限処分や懲戒処分を視野に入れた規定となっていることから、その委員会は内部の職員において行うことを基本としております。

しかしながら、ハラスメント問題等悩みを抱えている職員が、同じ職員に相談しづらい場面も想定できることから、相談時においてはメンタルヘルスに係る相談も含め、専門家による電話相談窓口の周知を図っているところであり、また牛久市公平委員会への相談もできることとなっております。

最後に、市長、副市長、教育長がハラスメントを行った場合の対処方法との御質問ですが、これは任命権者である長がこのような行為を起こすことはあってはならないことであり、想定はしておりませんので御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、御質問2番一般職非常勤職員に関する質問についてお答えいたします。

まず、公務員は任命権者との間に労働契約がないことから、労働契約法第22条第1項の規定により労働契約法の適用除外となっております。

市では、平成17年度に非常勤・臨時職員の処遇改善と職務意欲向上を図るため、他の自治体に先駆け一般職非常勤職員制度を導入いたしました。さらに、平成23年度には「牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例」を施行し、月額報酬制や育児休業制度の導入など、さまざまな制度整備や見直しを行いながら、非常勤職員の雇用の安定化を図り、当制度も軌道に乗ってきているところでございます。

次に、議員の御質問のとおり、「労働契約法の一部を改正する法律」では、有期労働契約の反復更新のもとで生じる雇いどめに対する不安を解消するために、無期労働契約への転換ルール等が整備されました。

当市の一般職非常勤職員は任期を1年間として再任用しておりますが、継続更新という考

え方ではなく、任期ごとに客観的に勤務評定を行い、当該職に従事する十分な能力を持った者を「新たに」任用することとしております。

もちろん、今回の法改正にある「雇い止めの法理」に言われているような、合理的な理由を欠いた雇いどめは許されません。一部の自治体では、再任用の回数に上限を設けている中で、本市では勤務成績の不良や職務の適格性欠如など、特別の事情がない限り基本的に非常勤職員の希望どおり再任用を行っております。さらに、非常勤職員が任期の定めのない「常勤職員」を希望した場合には、受験案内に定められた範囲で、誰でも市職員採用試験を受験することができるようになっております。

非常勤職員の任用に際しては、「不合理な勤務条件」とならないよう、現行法の解釈可能な範囲の中で、安心して勤務し、良質な市民サービスが提供できるよう条例等の制度の運用を図ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 3番のゲルマニウム半導体検出器の導入についての御質問にお答えをいたします。

牛久市の子供たちに健康管理検査実施を求める請願にありましたゲルマニウム半導体検出器による給食検査につきましては、平成24年第4回定例議会におきまして鈴木議員にお答えいたしましたように、シンチレーション検査器は10分から30分の短時間でサンプルも500ミリリットルから1リットルで測定が可能であり、検出限界値1キログラム当たり20ベクレル程度で、より多くの食品を測定できるメリットがございます。昨年度は、市の保有する2台のシンチレーション検査器で、給食ミキサー検査245検体、給食食材593検体の検査を行い、安全性を確認しております。

一方、ゲルマニウム半導体検出器は機器にもよりますが、シンチレーション検査器に比べ時間がかかり、サンプルも2リットル程度が必要で、検出限界はおよそ1キログラム当たり5ベクレル以下に下げることが可能でございます。

昨年度のゲルマニウム半導体検出器を利用した検査としては、公益財団法人震災復興支援放射能対策研究所の御協力によって、公立保育園6園の給食ミキサー検査を9月に行い、1キログラム当たり1.6ベクレルの検出限界で全て不検出の結果だったほか、茨城県の学校給食モニタリング事業を活用して、1月、7月及び9月に行った岡田小学校の給食ミキサー検査では、1キログラム当たり1.2ベクレルの検出限界で全て不検出の結果でありました。

また、昨年度に中学生以下の児童生徒と保護者の合計7,468人に実施したホールボディカウンタ検査で、1人も放射性セシウムが検出されなかったことは、家庭で食材に対して注意していることにあわせ、食品検査による安全性の確認の結果であると考えてございます。

今後も、日常的に市で行うのは現状どおりで検査を実施し、定期的にゲルマニウム半導体検出器で確認を行い、食の安全の確保に努めてまいります。

近隣市町村のゲルマニウム半導体検出器の保有状況でございますが、今回導入したつくば市のほかは、板東市がリースで運用しているのみであり、新たにゲルマニウム半導体検出器の導入している自治体は現在のところはございません。以上です。

○議長（山越 守君） 11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 数点再質問をさせていただきます。

相談窓口と処理委員会の委員は決まったのかどうかということなのですが、先ほどのあれでは決まっているというふうにも聞こえるのですが、そう確認してよろしいのでしょうか。そしてまた、委員の公表はどのようになされているのか。パンフレットで施行の説明などを行っているというふうにはお聞きいたしましたけれども、委員の公表についてお聞きいたします。

それから、苦情相談窓口が独立した機関としての位置にないのではないかという懸念を持つわけですが、そのことについてはどのような見解をお持ちでしょうか。

最後に、有期労働契約の法理が援用されるような事態というものを、牛久市としては想定しているのかどうか、このことについてお聞きいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

相談窓口と処理委員会のほうが決まったのかという御質問です。相談窓口の相談員は、職員組合からお二人出ていただいております。それが最近「こういう方です」というメンバーをいただきました。それで、大体決まってきたところでございます。公表につきましては、これからきちんと皆さんに回していきたいと思っております。処理委員会は、もうそのメンバーがそのまま処理委員会になるというところでございます。

相談窓口が独立しているかという御質問だったと思うんですが、我々としては相談窓口の中に私も入るんですけども、もちろん相談の内容としましてはきちんと真摯に相談を受けて、それをきちんと窓口処理委員会のほうに上げていきたいというふうに思っております。

それと、済みません、2番目のほうの質問がちょっと聞き取れなかったものですから、申しわけございません。もう一度お願いしたいと思います。よろしいですか。

○11番（杉森弘之君） 最後はあれですよ、本市の非常勤の話で、有期労働契約の法理が援用される事態を想定しているのかどうかということです。

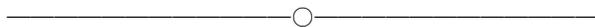
○議長（山越 守君） どうぞ。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） どうも済みません、失礼しました。

有期労働契約が援用、要するに延ばすということだと思うんですが、先ほど申しましたように牛久市におきましては条例化しておりまして、一般職非常勤の条例を持ってございまして、その条例の運用をきちんとしていく、要するに先ほど申しましたように1年でありますけれどもそれをきちんと勤務評定をして、新たな再任用という形をとっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

次に、日程第2、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（山越 守君） あす8日と9日は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、あす8日と9日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時24分延会